

世界に ひとつの 双葉の学校

—双葉町新学校施設整備基本計画—

令和7年3月

双葉町教育委員会

はじめに

双葉町ならではの学びへ

令和5年度末に、「双葉町学校設置基本構想」を策定いたしました。冒頭、「大切なもの」を失った状況と長い年月の間、双葉町内に戻っての学校教育に真正面から取り組むことが出来なかったもどかしさをお伝えいたしましたが、学校設置検討委員の皆さまの熱い思いと専門的識見により双葉町ならではの学びについて基本構想がまとまりました。

双葉町が目指す学びは大きく「共育」「地域」「世界」「復興」とまとめ、これらは持続可能で「安全・安心」な学びを基盤とすることを掲げており、令和6年度は、これらを具体的に実践するため「わたしの学校 みんなの学校 つながる学校 そなえる学校」をキーワードとして学校設置検討委員の皆さまに協議していただきました。

更には、幅広い視野や国際感覚を身に付けさせる事が、これからの未来を担う子どもの育成には重要と捉え、今まで町立学校で行ってきた外国語（英語）教育を発展させ、幼児期から日常的に外国語（英語）に触れながら学ばせるとともに、異文化体験を織り交ぜながら、コミュニケーション能力の素地を育成し、国際感覚を養うことのできるカリキュラムを構築して参りたいと思います。

双葉町新学校施設整備基本計画の策定にあたり、4回におよぶ学校設置検討委員会の会議に加え、先進校の視察や専門的領域におけるワークショップ（行政部局、教育部局等）を経て、「双葉町新学校施設整備基本計画」がまとまりました。

これまで関係された学校設置検討委員はもちろん、ワーキンググループの委員の皆様、多くのご意見を頂戴したすべての皆様に御礼と感謝を申し上げますとともに、引き続き、双葉町ならではの学びが実現できる施設の整備に取り組んで参ります。

双葉町教育委員会 教育長 舘下 明夫

双葉町新学校施設整備基本計画報告書

目次

はじめに

1 章	双葉町学校設置基本構想の概要	-1
1-1	基本構想の背景	
1-2	目指す学びと学校 「ふるさと創造の学校づくり」	
1-3	新しい学校づくりのテーマ	
1-4	学校づくりの基本方針	
1-5	計画地	
2 章	意見・要望の整理	-8
2-1	学校設置検討委員会	
2-2	ワーキンググループ	
2-3	児童生徒ワークショップ	
2-4	まちづくり関係者・幼稚園・帰還者・移住者等	
3 章	目指す学校像と学校施設の姿	-22
3-1	目指す学校施設の姿	
3-2	双葉町が目指す国際人の育成	
4 章	計画条件	-27
4-1	敷地条件	
4-2	法的条件	
4-3	計画面積	
5 章	整備方針	-35
5-1	必要諸室・面積構成	
5-2	各室・スペースの計画	
5-3	地域と学校の共創空間	
5-4	避難所計画	
5-5	地球環境との共生とサステナブルデザイン	
5-6	教育 DX と施設計画	
6 章	配置計画	-81
6-1	配置計画の方針	
6-2	配置計画の比較検討	

おわりに

1 章 双葉町学校設置基本構想の概要

令和 5 年度に策定した双葉町学校設置基本構想の概要を示す。

1－1 基本構想の背景

1－1－1 地勢と沿革

双葉町は福島県の浜通り地方中央、双葉郡に属す。東に太平洋、西に三ツ森山や十万山など山々が連なる阿武隈高地が広がり、海と山にいだかれ、夏は涼しく、冬は温暖で降雪の少ない地域である。相馬中村藩の南部、標葉郷（しねはごう）にあり、昭和 26 年に新山町と長塚村が合併して標葉町となり、昭和 31 年に双葉町に改名し、昭和 33 年に浪江町の一部を編入して今に至る。北に浪江町、南に大熊町があり、両町を中心部まで車で 10 分程度である。

1－1－2 まちづくりのこれまでとこれから

駅を背に、太平洋側の国道沿いを中心に発展していた町は、東日本大震災による津波被害と原子力発電所事故を受けて、町の姿が見直され、双葉駅西側に復興公営住宅や再生賃貸住宅が整備されるなど、駅を中心とした姿に変化しつつある。海岸沿いの中野地区に県立の東日本大震災・原子力災害伝承館が整備され、復興産業拠点として企業誘致を行っている。

1－1－3 学校に関わる歴史的な背景

大正 12 年（1923 年）に旧制福島県立双葉中学校（現双葉高校、現在は休校中）が設置され、双葉町は郡の学びの中心であった。そのため「文教の地」と呼ばれ、それは町民の誇りであった。昭和 40 年から 50 年代に小中学校施設が相次いで整備され、昭和 55 年（1980 年）には中学校に 50m プールが整備されている。昭和 27 年（1952 年）に標葉町保育園（現在のまどか保育園）が設立され、昭和 47 年に町立幼稚園を設置した。

町立学校 3 校は全て高台に整備され、山地を切り崩すなどして敷地造成されている。津波や水害等の歴史的な経緯もあり、学校を安全な場所にとという思いが感じられる。

	平成 22 年（2010 年） の児童数等	主な建物整備時期	面積（校舎/屋体）
ふたば幼稚園	130 人	昭和 49 年（1974 年）	1,363 m ²
双葉南小学校	192 人	昭和 44 年（1969 年）	3,211 m ² /643 m ²
双葉北小学校	151 人	昭和 47 年（1972 年）	2,957 m ² /818 m ²
双葉中学校	208 人	昭和 53 年（1971 年）	4,426 m ² /2,507 m ²

1 章 基本構想の概要

1－1－4 現在の双葉町の学校教育

(1) 仮設校舎の現状

平成 26 年（2014 年）4 月に町立学校・幼稚園を再開し、同年 8 月いわき市錦町に、ふたば幼稚園、双葉南小学校、双葉北小学校、双葉中学校が同居する仮設校舎・園舎が完成した。

現在も、避難先は全国各地に分散しており、町立学校に通う児童生徒は限定的である。震災前に幼稚園 130 人、小学校 343 人、中学校 208 人であった就学者数は、現在、合わせて 40 人程度であり、その中には半数程度の区域外就学者も含まれる。避難者を含む就学対象者数は令和 6 年度で 405 人※であり、町立学校に通う園児児童生徒数は 1 割に満たない。

町民の帰還や新たな住民の受入れに向けて、取り組みが始まる中、令和 5 年 6 月 9 日に福島復興再生特別措置法が改正され、中間貯蔵施設区域と特定復興再生拠点区域を除く帰還困難区域においても、「2020 年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう取り組みを進める」という政府方針が示されたことから、居住人口の回復に向け、前進することとなった。

※4 月 1 日付のデータである。10 月 1 日付けは 401 名である。

(2) 仮設校舎での学びの環境

いわき市内に 2 階建の仮設校舎が建てられ、小学校 1 年生から 4 年生までが 1 階、5 年生から中学校 3 年生までが 2 階の教室を使用しており、幼稚園は別棟にある。体育館はあるが、校庭が確保できず、外遊びは校舎まわりで行われている。プールは隣接する公立小学校のプールを借り、運動会は仮設校舎の体育館で行っている。

幼稚園、小学校、中学校間で交流学习も実施されているが、活動領域は限定され、2 階で活動する小学生や中学生は 1 階の図書室にあまり行かない、という声も聞かれる。



写真：仮設校舎（いわき市錦町）

1-2 目指す学びと学校 「ふるさと創造の学校づくり」

双葉町の学校づくりとは、震災で一旦失われたふるさとを新たに創造するものである。0歳から100歳までが集い、学び、成長する場となる、これまでの学校を超えた「学校」を創造することである。

この「学校」は、保育所、幼稚園、小学校、中学校が一体となり、学童保育や部活動等は放課後や休日の豊かな育ちの場となる。また、人生100年時代における、生涯にわたる学びの場となり、海外の人との交流を通して視野が世界に広がる。町はこの「学校」とともに復興し、この「学校」は新たなふるさと創造のシンボル、町の中心となる。

(1) 目指す学び

双葉町が目指す学びは、大きく次の「共育」「地域」「世界」「復興」にまとめられる。

「共育」は子どもたちと人々の多様な学びを生み出す。

「地域」は新しいコミュニティや地域を支える力を育む。

「世界」はグローバルな視点から考えて活躍する力を養う。

「復興」は震災を乗り越えて未来の町の姿を考え続ける態度と行動力を身に付ける。

これらは、持続可能で「安全・安心」な学びを基盤とするものである。

「双葉と世界がつながる学び」

共育

- Sense of Wonder（好奇心）を磨き、様々なことにチャレンジし続ける力を育む学び
- 違いを認め合い、協働しながら、課題を見出し追求する力を育てる探究的な学び
- 豊かな実体験とICTの活用により、リアルとバーチャルを融合した未来の学び

地域

- 町全体を学びの場とし、地域や企業等との交流を通し、町のよさ、力を感じ取る学び
- 帰還者、移住者、新たに町で学ぶ人たちと活動し、ふるさとの未来を創造する学び
- 町や地区の歴史、伝統芸能、産業を知り、継承し、新たな文化を生み出す学び

世界

- 英語教育と国際理解教育を基盤とするグローバルな学び
- 観光や学習に世界から町を訪れる人々とのふれあいを生かし、世界にはばたく学び
- F-REIで働く外国人やその家族、留学生との交流を通じた双葉でしかできない学び

復興

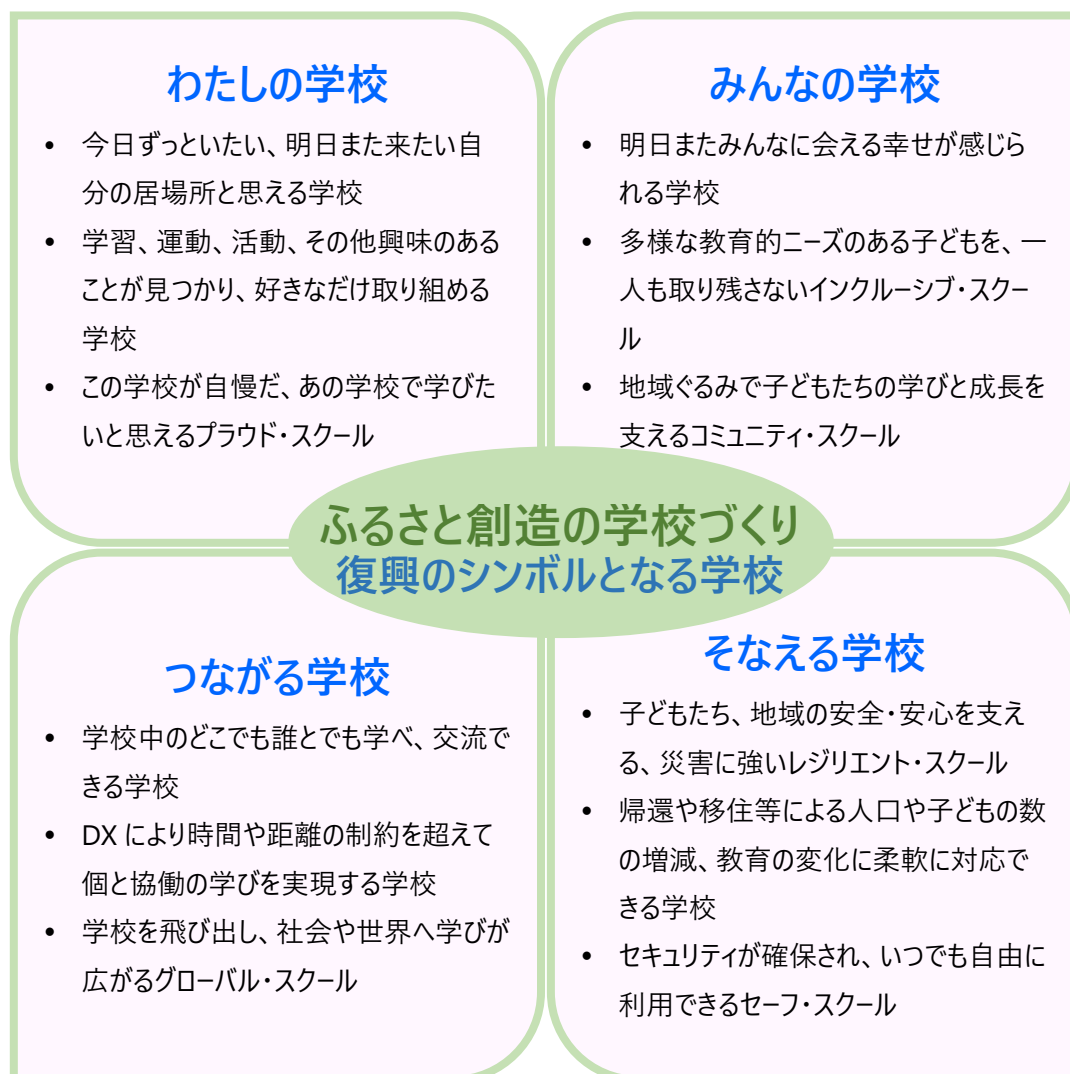
- 町の素晴らしさを知り、豊かな交わりを通して復興の担い手となる学び
- 災害の特性を知って行動できる力、生命や財産を守る知恵を育てる学び
- 災害、原子力、環境等、持続可能性について、双葉町ならではの深い学び

安全・安心

防災教育 安全教育 防犯教育

（２）目指す学校

双葉町の学校はふるさと創造の中心である。それ自体が町の復興、未来の町のシンボルとなる。それは、「４つの学校」から成る。１つ目が「わたしの学校」。子どもたち一人ひとりが、新しいことを発見し、わくわくしながら学び、チャレンジし、自分らしさを表現できる場、学びや行動に誘う環境を備えた場。豊かな時間を過ごし、一人でもゆっくりできる居心地のよい場。それが「わたしの学校」である。２つ目は「みんなの学校」。年齢、性、国籍、障害の有無等に関わらず、子どもたちも地域の人々も一緒に過ごし、認め合い、活動できる学校である。３つ目は、外国人を含め様々な人との交流を通して、視野を広げて世界と出会える「つながる学校」。そして４つ目が、災害や犯罪・事故から子どもたちや地域の安全を守り、教育や社会の変化を乗り越える柔軟性を持ち、子どもたちの成長を地域全体で見守り続けることのできる「そなえる学校」である。この４つの学校を一つに結実させることが新しい学校づくりが目指すものとなる。



1－3 新しい学校づくりのテーマ

(1) 新しい学びへのチャレンジ

避難先や別の土地で生まれて、新たに双葉町で共に暮らし、学ぶことになる子どもたち。また、F-REI や福島イノベーション・コースト構想に関連して、日本全国、世界中から集まる技術者や研究者とその家族。少人数ながらも一人ひとり背景や状況が異なる人々が一緒に活動することになる学校において、個の学びと、協働の学びの実現を目指す。

これまでの取り組みを継続発展させ、双葉町独自の新たな取り組みを創り出す学校を目指す。この学校で学びたい、学ばせたいと思い、移住、帰還を促進する学びを実現する。

保育園、幼稚園、小学校、中学校、大人（地域社会）といった様々な人と組織が、学校時間、放課後、休日という、曜日や時間帯に応じた多様な集まりの中で関わり合いながら、新しい取り組みが生まれるようにする。

(2) 地域コミュニティの中心にある学校

まちづくりや地域コミュニティの中心にあり、地域ぐるみで子どもを育て、共に成長できる学校、地域の復興とともにある学校とする。

新しい学校には、図書館、キッチン、創作工房、体育館などがあり、これらの施設は一人でもみんなと一緒に利用できる場所がある。コミュニティを新たに結び直す機会となるよう、既存の枠組みやこれまでの常識にとらわれずに考える。

保育園、幼稚園や学童保育における放課後や休日の活動、公営塾（現在は学習会）、習い事（特に民間のサービスが成立するようになるまで）等についても、地域コミュニティの中心にある学校を目指す。

(3) 大災害の経験を生かした学校づくり

東日本大震災と原子力発電所事故により、双葉町は全町避難を強いられた。様々な災害に備えて町ぐるみ・地域ぐるみで取り組むこと、災害発生メカニズムや危険に対する正しい理解、適切な判断や行動につながる力を身につけられるようにする。

子どもの頃から様々な防災に関する知識を得て、疑似的な体験や訓練によって災害に備える力が身に付く。日常的な備え、避難の意識、避難所（学校は指定避難所になる）での取り組み、旅行者や外国人の避難の課題や支援等を学び、子どもを介して家庭や地域の防災力を高める。

避難所機能を果たすためには、地盤の安全性や建物の堅牢性がまず必要とされる。その上で、学校施設を避難所として使いこなすための計画を検討する。

また、東日本大震災・原子力災害伝承館、双葉町周辺で取り組まれるホープツーリズムや防災関連の企業等のリソースを活用し、学校教育としても、社会教育としても、大災害を経験した町として防災教育や探究的な学びに活かせるようにする。

1 章 基本構想の概要

1-4 学校づくりの基本方針

(1) 全体方針

現在いわき市にあるふたば幼稚園、双葉南小学校、双葉北小学校、双葉中学校の学び舎を双葉町内に再開できるように施設整備を進める。また、子育ての観点から、保育園や学童保育の施設についても同時に整備を進める。

帰還や移住定住の状況、人口や児童生徒数の想定をもとに、規模に応じて、各機能を集約して整備する。双葉町第三次復興ビジョン、双葉町まち・ひと・しごと人口ビジョン等から、帰還者と移住者を含めた子どもの数は各学年 10 人程度、最大でも 20 人程度が想定される。

公民館、図書館等の生涯学習機能、地域の伝統芸能や文化を伝える博物館機能、町民体育館や町民グラウンド等の社会体育機能等も求められており、学校機能と一体的にあるいは連携できる施設とする。

(2) 施設の整備

1) 認定こども園

保育所機能及び幼稚園機能の整備にあたっては、多様な働き方や暮らし方を支える役割及び、保育と教育の連続性という両面から、幼保連携型認定こども園の整備を目標とする。

2) 義務教育学校

小学校、中学校の整備にあたっては、少人数の問題を克服し、それを活かした新しい時代の学び、双葉町の独自の教育カリキュラム、弾力的な教員や職員配置、施設の共用化等の観点から、義務教育学校を目標とする。

3) 学童保育

現状は避難先でそれぞれが地域や民間の学童保育を利用しているが、震災前に児童館で実施していた学童保育活動の復活を目指す。整備にあたっては、認定こども園の 11 時間保育（保育標準時間）や延長保育、中学校の部活動、総合型地域スポーツクラブとして活動していた双葉ふれあいクラブの再開検討等と合わせて、放課後や休日の子どもや町民の活動や暮らしに対応できるように目標とする。

(3) 各施設の連携により学校と地域が共創する場

認定こども園、義務教育学校、学童保育施設は、各施設が連携・一体的に利用できる構成を目指す。学校間を超えた一体的・連続的な教育活動、年齢を超えた多様な教育課程や教育プログラム等、様々な取り組みが柔軟に行える構成とする。

また、地域の人々が様々なイベント等に活用し、学校と地域コミュニティの関係づくり、にぎわいや活力の創出、町民みんながチャレンジできる機会づくりやそのための活動の場とすることを目標とする。

以上を実現するために必要な機能を複合し「みんなで一緒に活動できる」施設となるようにする。

1－5 計画地

（１）旧双葉中学校校地が学校用地となった検討の経緯

令和４年度の庁内検討において出された方針に基づき、学校用地として検討されている旧双葉中学校敷地に加え、その他の公共用地から２万㎡程度のまとまりを確保できる５つの候補敷地について検討を行うことになった。その結果、公共用地には旧双葉中学校敷地以外に必要な条件を確保することができないこと、民地を購入する場合は用地の取得費用、地権者との交渉にかかる期間が不明であり、かつ最終的に取得できない可能性があることなどから、旧双葉中学校敷地を第一候補とすることになった。立地として、やや高台にあることによる徒歩などでのアクセス性、造成敷地であることによる地盤等の安全性等が課題として示された。その他の候補敷地についても詳細を確認することとした。

（２）旧双葉中学校校地を学校用地とする課題とその対応

基本構想では、以下の３点を課題とし、今後の整備に取り組むこととした。

課題１ 通学路の安全確保

- 夕方以降でも安全に通行できるよう街灯を整備する
- 駅東地区などからでも通学しやすい交通計画を検討する（アンダーパスなど）
- 双葉駅北側の踏切を廃止しないように継続して JR と協議する
- ニーズを把握した上、スクールバスの運行も検討する

課題２ 高台への徒歩移動・自転車移動

- 坂道の一定距離ごとに歩道脇に休憩できる平地を設ける等歩きやすい工夫を行う
- 最高到達点より下で敷地内や建物内に入る等の検討を行う
- デマンドバス等により徒歩で来られない人への対策を行う

課題３ 敷地北側の地割れ箇所の安全性

- 特に南側は健全な地盤だと想定されるが、ボーリング調査等を適切に行い、安全性を最大限確認しながら事業を進める

2章 意見・要望の整理

令和6年5月より基本計画の検討を進める中で、基本構想から引き継がれたワーキンググループとして教育部会2回、行政部会3回を実施した。また東京大学主催のサマースクールにおいて子どもワークショップを実施した。その他、幼稚園教諭や現在の住民、町内で活動しているまちづくり会社を対象としたヒアリングを通して意見要望を集めた。学校設置検討委員会ではこれらの内容をふまえ、計画目標と施設構成、配置計画について4回にわたり議論が重ねられた。ここでは、それぞれの場において出された主な意見・要望をまとめる。

なお、要望については条件等に照らして総合的に判断する必要がある。

表.検討の経緯

<検討委員会・ワーキンググループ>

令和6年05月17日	ワーキンググループ第1回行政部会
05月23日	ワーキンググループ第1回教育部会
06月03日	第1回学校設置検討委員会
07月22日	ワーキンググループ第2回行政部会
08月07日	第2回学校設置検討委員会
08月28日	ワーキンググループ第2回教育部会
09月24日	第3回学校設置検討委員会
11月07日	ワーキンググループ第3回行政部会
12月03日	第4回学校設置検討委員会

<関係者ヒアリング>

令和6年08月8-9日	東京大学サマースクール（子どもワークショップ）
08月27日	まちづくり会社ヒアリング
09月03日	幼稚園教諭ヒアリング
10月05日	新しい学校座談会（現地に住む町民との意見交換会）

2-1 学校設置検討委員会

（1）施設のコンセプト

ア. 地域コミュニティの拠点

- ・基本構想で定められた「みんなの学校」という学校像を実現するために、学校施設の地域利用を図る場合、それに割り当てる機能、学校との棲み分け、セキュリティの検討が必要である。
- ・「0歳から100歳まで」というコンセプトは学校を拠点としたコミュニティづくりと子どもたちを地域で育てるという姿勢につながる。
- ・コミュニティづくりのためには学校に町民が集う工夫が必要であり、例えば図書館を一般に

開放することが有効である。その一方で、町全体で施設の重複がないようにする必要がある。

- ・学校を「まちのハブ」と位置付け、様々なリソースを学校に集めることが公共施設の効率化につながり、「人的リソース」や「運営コスト」などの課題解決にもつながるのではないかな。

イ. 共創の場

- ・地域と学校が支え合う「共創の場」というコンセプトは公共の福祉の面でも非常に大切であり、町のお年寄りが子どもたちに伝統芸能を伝えられる環境を実現したい。そのために必要となる機能を明確にするためにも、交流を生み出す具体的な方法や場の在り方の検討が必要である。
- ・現在も学校で行われている「せんだん太鼓」は今後も継続してほしい。
- ・共創の場の運用には、地域コーディネーターなど学校と地域を繋ぐ役割が必要になる。
- ・特別教室を放課後や休日にも地域利用できるとよいが、そのためには管理者が必要である。
- ・町民の生涯教育の場として、子どもたちと一緒に学べる場を考える必要がある。

ウ. インクルーシブ・スクール

- ・教室に入れない子どもに対して、心理的な「居心地」を大事にした居場所づくりが求められ、空間としての居場所だけではなく「自分のペースで学べる」という心のゆとりが感じられることも大切である。
- ・不登校の子どもを学校に向かわせるには、保健室や図書館に行ってみようと思える環境づくりが大事である。
- ・オープンスペースを用意する際は「個が落ち着く場所」の確保も大切である。
- ・帰還者だけではなく新たな移住者も想定され、入学する子どもがどのような子どもか分からないので、誰でも受け入れられるような空間や場所の検討が必要である。
- ・小さな子どもは天井の高さで安心感が変わるため、子どものスケール感にあわせた環境づくりが大切である。
- ・子どもたちには座り心地の良い椅子が必要であり、座面には柔らかい素材が求められる。

エ. グローバル・スクール

- ・英国出身の ALT が震災後も双葉の学校の教育を支えており、それをきっかけとした英国の学校との交流活動を将来的に発展させることを通して世界とつながる「グローバル・スクール」を目指す。
- ・また F-REI の設立に伴い、外国籍の研究者の子女を受け入れられる環境づくりも求められる。

オ. セキュリティ対策

- ・「死角をつくらない」という施設の防犯対策と隠れ家的な子どもの居場所づくりを整合することは難しいのではないかな、視認性を高めても人手が足りないのではないかな。隠れ家的な場所であっても気配が感じられるようにすることや、学校に協力してくれる地域住民の見守りを

2章 意見・要望の整理

増やすことが課題解決の一つとなる。大熊学び舎ゆめの森の視察を通して、出入口の管理でセキュリティが確保できれば問題ないのではないかな。

カ. デジタル環境

- ・クラウド環境に接続できるようにすることを重視すべきであり、例えば電子端末を用いて目の不自由な方や子育て中で手が離せない方がオーディブルで本を聴くことができる図書館を実現するなど、多様な手段で情報にアクセスしやすくなる環境が求められる。

キ. 学校づくりの視点

- ・基本構想を具体化する際に、話が急に現実的になってしまわないよう従来の学校観に捉われずに夢をもって議論したい、学びのあり方の議論が不十分であり、具体的な教育活動を考えることが大切、学習の主体は子どもなので、子どもの視点が必要である。
- ・子育て世帯の町民の意見を受けとめるとともに、新しい学校のコンセプトをしっかりと伝えて共有していくことが大切である。

(2) 施設内容

ア. 保育室・教室・特別支援

- ・遅刻しがちな子どもが目立たずに入りやすい教室など、多様な子どもに対応できる計画が大事である。
- ・職員室や保健室が教室のそばにあることで子どもたちは安心できる。
- ・「不登校の子どもたちが通える部屋」「外国籍の子どものための日本語指導教室」などが求められ、小教室を用意することでフレキシブルに対応できるようにする。
- ・小規模校の計画として、2学年で1つの単位空間として計画する提案に対し、学年を分ける場面もあるため、一体的にも利用できると同時に簡便に分けることもできる仕切り方について検討課題である。
- ・こども園から学校へ移行する5-6歳の架け橋期も大切であるが、0歳から14歳（15歳）までの成長と学びの連続性を考えることが求められる。「区切り」ではなく「つながる」ことを考える視点が大事である。
- ・特別支援学級の拠点を大事にするとともに、通常学級との交流や9年間の成長を感じられるような環境つくることが大切である。

イ. 遊戯スペース

- ・園児が安心して遊び、運動できる遊戯スペースを設けることが求められる。
- ・遊戯スペースは「小さな子どもたちが鬼ごっこできる」程度の広さが必要。鬼ごっこなどの活動のためには体育館のような場所ではなく、隠れ家があるなど遊びのヒントとなる環境づくりも大事である。

ウ. 特別教室

- ・教育部会で理科室は小中2室ほしいという意見が挙がったが、学校規模をふまえた実習活動のあり方を考慮して設計段階で継続検討の必要がある。
- ・子どもたちの「ギャラリーがほしい」という要望を受け、学習成果物の掲示を通して「子どもたちが自ら学びの環境をつくる」ことにつながる、掲示や展示のための環境づくりを大事にすることが求められる。

エ. 保健室

- ・子どもたちが訪れやすいように教室に近い場所に配置することが求められる。

オ. トイレ、水まわり、更衣スペース

- ・隣の視線が気にならない小便器の配置や鍵を閉める力が弱い子どものために、だれでも使いやすい鍵の工夫が求められる。

カ. 管理諸室

- ・当初は小中一体に計画されても、文化の違いから一緒に取り組むことが難しく別々になった事例もあるため、そのようなことがなく融合できる計画にしてほしい。また適宜、校内で情報共有を図るためにデジタルサイネージがあるとよい。
- ・教職員のウェルビーイングに配慮した環境にしたい。

キ. アリーナ

- ・バスケットコートは正規の広さが必要である。
- ・部活動を地域の方にコーチしてもらえるとよい。

ク. プール

- ・プールの屋内化を求める要望が挙がったが、未決定事項であるプールをつくるかどうかについては、町として維持管理コストも考慮して決められるとよい。
- ・幼児教育で水に触れることは大切なので幼児用プールは必要である。

ケ. 子育て支援スペース

- ・室内遊具を用意して子どもを遊ばせることができ、子ども連れの保護者同士が自然に交流できる場所があるとよい。
- ・地域交流スペースと一緒にすることで、保護者が子育て経験者からアドバイスをもらえるようになる。
- ・子どもが生まれる前から子育ての支えが大切という視点で検討してほしい。
- ・町外の方も利用可能となるようにしてほしい。

2章 意見・要望の整理

コ. 地域交流スペース

- ・地域交流スペースが町民と学校を分けてしまわないようにする必要がある。また学校図書館と地域交流スペースのつながりも必要である。
- ・かつての幼稚園、小学校、中学校の面影や空気が感じ取れるスペースがあると、町民も足を運びやすい。

サ. 防災備蓄倉庫

- ・備蓄倉庫には防災関係の物資や非常時の食料を保管することになるため、収納量に応じた広さの検証が今後必要である。

シ. バリアフリー、ユニバーサルデザイン

- ・インクルーシブの観点から、車イス等への配慮が必要である。
- ・認定こども園と義務教育学校の幼児児童生徒や地域の方も利用する施設なので、動線や共用部は体格差も考慮した様々な配慮が必要となる。

ス. 通学路

- ・校地が高台にあることからスクールバスや高齢者が利用できるデマンドバスの運用、敷地内にバスが昇降できるロータリーの設置等について検討してほしい。
- ・また線路の踏切やアンダーパスの整備など、駅東側からのアクセスのしやすさについては今後も検討課題としてほしい。

2-2 ワーキンググループ

基本構想段階と同様に行政部会と教育部会の2つのワーキンググループが設置され、議論が進められた。行政部会は会議形式、教育部会はワークショップ形式で行われた。各部会の意見・要望を整理する。

2-2-1 行政部会

(1) 施設計画

ア. 図書館

- ・地域開放は、不審者対策などセキュリティ面や管理運営に課題がある。
- ・教室と図書館が近接していると地域の方が利用しにくいのではないか。
- ・駅前にあるコミュニティセンターの待合ライブラリーに配置する図書コーナーと連携できるようにしたい。

イ. 共創スペース

- ・音楽室や家庭科室をスタジオや料理教室として町民に提供したい。
- ・パブリックコメントでニーズを把握することや運営体制の検討が必要である。
- ・運営は学校まかせとせずに、外部委託する可能性を含めて、どのような運営方法を採用するかが課題である。

ウ. アリーナ

- ・小アリーナを設け、多目的利用を図る場合は、イベント時に小ホールとしても使用できるとよい。
- ・旧双葉中学校の体育館には観覧席が設置されていたため、そのような場所を用意することも大切である。
- ・屋外スポーツよりも屋内体育館を充実させた方がよい。

(2) 避難所機能

- ・備蓄倉庫面積、非常用発電機など災害時のライフライン確保、建築部材の耐震性など、町全体の防災計画と合わせて検討する必要がある。
- ・接道が登り坂であり、避難時には車の渋滞が懸念されるため、敷地内に素早く車を受け入れられる駐車スペースなど配置計画の検討に関わる課題がある。

2-2-2 教育部会

(1) 各室計画

ア. 保育スペース

- ・だれでも使える 1 人になれるコーナーがいろいろな場所にあるとよい。
- ・中と外を行き来しやすい動線とし、テラスがあると良い。テラスで低学年ともつながり、自然に遊べるとよい。
- ・畳スペースがあるとよい。
- ・預かり保育の時間に中高生のボランティア活動で交流があるとよい。

イ. 教室まわり

- ・教室に安心して行ける、楽しくなるということも大事である。
- ・教科ごとの特色のある教室も必要である。
- ・プレゼンテーションができるスペースが必要である。
- ・特別支援は小部屋で構成した方が、それぞれの子どもの特性にあった指導ができる。
- ・特別支援の教室という居場所があった上で、フルインクルーシブを目指していきたい。

ウ. 特別教室

- ・現状使用頻度が高く、小・中がかち合う理科室は、できればそれぞれ別にほしい。

エ. ランチルーム

- ・小中が一緒に交流できるスペースにしたいが、時程を合わせる配慮が必要となる。

オ. 遊戯スペース

- ・雨の日に身体を動かせるスペースとしたい。

カ. アリーナ

- ・式典にも使える階段状の観覧席が常設されているとよい。
- ・時間割上、小・中別にアリーナが必要ではないか。
- ・地域利用や避難所になる可能性もあるので、エアコンが必要である。

キ. プール

- ・室内プールとし、地域開放して町が運営を担うことを考えても良いのではないか。
- ・8 コースほしい。

ク. 保健室・相談室

- ・保健室も小と中の教員が配置されるので別々にあるとよい。

- ・悩み事が相談できるスクールカウンセラーが必要である。
- ・不登校傾向の子どもが個別に対応できたり、クールダウンできたりする居場所が必要である。

ケ. 職員室

- ・幼・小・中が一緒になるので連携できるよう、話し合いができるスペースとして、立ちミーティングや、ソファスペースなどがあるとよい。
- ・校種が違って同じ職員スペースのほうがコミュニケーションはとりやすい。ある程度仕切られたスペースもあり、共用の作業スペース、何かあった時に場所を移して相談できるスペースがあるとよい。
- ・先生同士のコミュニケーションスペースはほしいが、集まる時間がない。
- ・席を固定しない職員室も考えられる。
- ・完全にフリー席になるより、自席があった上で共有スペースがあることが望ましい。
- ・以前のやり方とすべて異なってしまうと、先生方が戸惑ってしまう。
- ・ファイル収納は収納量を計算して十分な棚を設けたい。

(2) 共創スペース

- ・自由に行き来できすぎるといろいろ心配なので、お互いの存在を感じるが、物理的にロックでき、簡単に入れないようなエリアをゾーニングできるとよい。
- ・専用スペースがありつつ、共用のスペースもあることが望ましい。
- ・学校は地域の公共施設という意味合いもあるので、体育館や特別教室については学校に許可が得られれば借りられるようにしたり、ある程度フリーに入れるようにしたりすることも考えられるが、普通教室のある棟にはセキュリティで制限を設け、分けて活動できればよい。
- ・私物の紛失の心配があるので、管理面をしっかりしたい。
- ・地域の方が来やすいようにするには、シャトルバスを使って、ある時間帯にまとまってくると、迎える側も心の準備ができ対応しやすく、活用もしやすくなるのではないかな。
- ・初めは行事で地域と交流し、段階的に学校を開放していけるとよい。

ア. 地域コーディネーター

- ・現状は、地域連携担当の職員はいるが、地域の人材を探すのに町を通して。間をつなぐコーディネーターが必要である。
- ・保護者からもいろいろな地域とのつながりが出てくると思うが、その連絡調整や人材把握のためにもコーディネーターがいるとよい。
- ・コーディネーターを通して地域の人材とつながっていけば、学校外のいろいろな活動ができるのではないかな。

イ. 伝統の継承と新たな創造

- ・双葉町の伝統を受け継いでいくとともに、新しく移住してくる人たちと新たな取り組みをしていかなければいけない。

2-3 子どもワークショップ

<双葉町「夢の学校ワークショップ」> テーマ：自らの手で空間をアップデートしよう！

夏休み期間中に東京大学の学生、大学院生がファシリテーターとなり、校舎を使ったワークショップが行われた。小学生8名、中学生8名が参加した。

児童生徒が自ら学校空間をアップデートすることを通して、学校空間に対する要求を引き出すことが目的とされた。最初に学生と一緒に校内を探検し、空間づくりの構想を話し合い、実際に身の回りにあるものを材料として空間づくりを体験した。施設に関する主な要望を次に示す。

ア. 学校全体

- ・学校ってシンプルな場所が多いからもっとカラフルだと楽しく過ごせそう。
- ・光が入って明るい場所が好き。

イ. 図書室

- ・狭い図書室なので、中学生は下級生に遠慮して図書室に入りづらい。
- ・もっとリラックスして本を読める場所がほしい。
- ・気になる本があると座り込んで読んでしまい、注意されている友達がいたので、座ってもよい空間を作りたい。寝ることもできたら、面白そう。
- ・たくさんの観葉植物が図書室にあったらうれしい。緑が学校のいろいろな所にもあるといい。



環境づくりを通じた要求（左：観葉植物、右：柔らかい座れる場）

ウ. 教室

- ・教室で過ごすことが多いから、いい空間にしたい。
- ・教室の作品展示コーナーが好き。
- ・中3になるので、勉強に集中できるスペースがほしい。
- ・中3の教室の壁は何も貼ってなくてさみしい。
- ・展示だけの教室があってもよさそう。



教室前の掲示づくり



作品展示の場となる教室

エ. あおぞら教室（特別支援）

- ・あおぞら教室は質素。物寂しい雰囲気がある。

オ. トイレ

- ・寝られるから好き。
- ・壁に囲まれていて、居心地が良く、一番一人になることができる。
- ・休み時間はトイレにこもっていたいので時間が分かるようにしたい。

カ. 音楽室

- ・学校の中で音楽室が一番好き。教室の端にある椅子が狭くて落ち着く。

キ. 管理諸室

- ・校長室の椅子がふかふか。黒革でかっこいい。
- ・校長室の椅子がふかふかで、いつもより勉強に集中できた。
- ・校長室のような「一部開いている」かつ「壁に囲まれている」空間は、人は通るけど、人目は気にしなくて済むからよい。
- ・職員室は中が見えないし、ちょっと怖い。

ク. その他

- ・校舎内に運動ができる空間を作りたい。
- ・体育館の裏は静かな場所で、空気が重い。
- ・体育館倉庫が学校の中で一番落ち着く。

2-4 まちづくり関係者・幼稚園・帰還者・移住者等

(1) まちづくり関係者のヒアリング

町内で活動しているまちづくり会社の5名にヒアリングを行った。主な意見を整理する。

ア. 学校のコンセプト

学校がユニークな要素を持つことで、不登校や地域の課題解決に寄与できる可能性がある、魅力のある具体的な取り組みが人を引きつけるという考えから、遊びや健康づくりの要素を入れるとよい。

イ. 地域連携

地域と連携した学校は魅力的だが、現実的には運営が難しいのではないかと、地域住民や高齢者との交流が教育効果に疑問がある。

教師の負担増とならないように体制を検討すべきという意見や地域住民や保護者と学校の意識の統一が必要となるため、安全対策の方針を立てて共有することが必要である。また、その役割を担うためには人手不足を解消する必要がある。

ウ. 施設規模と維持コスト

施設規模に比例して維持コストが高くなり、ソフトへの資源配分が厳しくなる。

エ. 子ども主体の環境づくり

子ども主体の施設やソフトの取り組みを考えるべきである。学校外の人々に関わるのも大事だが、同世代で過ごす場所や様々な体験ができる場所としての環境づくりが大切である。

オ. 体力づくり

体力の低下を心配しており、坂道となる通学路を子どもに歩かせたいが、一方で現在の人気のない通学路の防犯性を不安視している。

カ. 地域の伝統文化の継承

神楽など地域の伝統文化をカリキュラムに取り入れ、伝統芸能保持者を招いてワークショップしたり合宿したりできる場が求められる。

キ. 避難所機能の強化

避難所として使えるように、段ボールベッドなど丈夫でコストを抑えた災害用具がストックできるとよい。

ク. 遊び場

町の中に子どもの遊び場がないため、遊び場を整えたい。裏山探検や自分で遊びを工夫でき

るような自然に近い遊び場や遊具があるとよい。

ケ. 校庭

校庭が広すぎると利用しにくい、相撲場やテニスコートなどは利用頻度が低いのではないか。

(2) 双葉町立ふたば幼稚園教諭ヒアリング

幼稚園教諭 2 名から意見を伺った。主な意見を整理する。

ア. ふたば幼稚園の現状

現在は園児が 1 名しかいないが、昼休みに図書室に行って小学生に絵本を読んでもらったり、小学生が園にきて一緒に遊んだりしている。

イ. 施設の要望

<保育室>

0～1 歳の保育室は、寝ている 0 歳もいれば歩き回る子どももいるため、1 つの部屋だと危険であり、年齢ごとに分けることも必要である。3 歳と 4 歳でも成長が大きく異なり、遊びの内容で一緒にしたり分けたりする。また園児が増えてくると年齢別の部屋が必要、支援を要する園児もいるという理由から、フレキシブルに利用できる保育室が求められている。

年少以上は縦割り保育を行うために共用スペースも必要である。

また、安全面の配慮から園の領域を明確にすることも求められる。

<幼小中の連携>

「かけはしプログラム」(幼小連携)に取り組むためには、年長と 1 年生が気軽に交流できるような施設構成が必要である。また就学前から育ちの連続性をカリキュラムに落とし込むことや保護者に対する支援など幼保小中が積極的に連携していく必要がある。

<職員室のあり方>

幼小中を別々の職員室とすると連携するにも壁があるため、気軽に情報共有や打合せができる場所や込み入った話もできる場所など、使い分けができる場所があるとよい。

<幼保が連携できる環境>

0-2 歳と 3-5 歳で管轄が分かれて縦割りとなると連携しにくくなってしまう、管轄を分けないようにしてほしい。

<子育て支援>

孤立している保護者も多いと思われるが地域コミュニティとのつながりも難しくなっているため子育て支援機能が求められる。こども園を子育て支援センターと位置付ける場合は、預かり保育の園児と分けるなど施設環境も配慮しなければならない。

（３）新しい学校座談会

東京大学の学生有志が主催し、現在双葉町に居住している町民に新しい学校について意見要望を話し合う「新しい学校座談会」を開催した。

10月5日（土）に駅西住宅の集会所を会場として帰還された方や移住された方など10名が参加した。子育て中の方や高齢者など、それぞれの立場から多様な意見が挙がった。

主な意見を整理する。

ア. 現在の生活状況など

2年前に避難指示解除となったが、震災後に双葉町で生まれた子どもは1人もいないことから、子どもを如何に増やすかが当面の課題である。子を持つ移住者から更に子どもの数が増え、同世代の繋がりや部活動ができる環境が望まれる。

また、児童館が利用できず、子どもの遊び場が少なく、遊んでいる様子も町内で見かけることがなく、子どもたちが安心して遊べる環境を求めたい。

駅西住宅の住民同士は日常的な交流があり、住民が主催する裁縫教室に子どもたちが通っている。住民から見守られていて安心感がある。

イ. 教育的要望

<個別最適な学び>

少人数ならではの教育が求められ、児童生徒全員の個別指導計画が可能であり、個に応じた指導が充実できれば魅力の一つになるのではないかと、一方で、集団で学んだり、遊んだりすることも大切にしたい。

<企業との連携>

企業と連携した教育プログラムづくりや、職場体験ができる教育活動などが求められる。

<進学先>

進学先の選択肢が少ないことが課題とされ、高等教育までの一貫した教育が受けられる教育施設が求められる。

<放課後児童クラブ>

放課後に過ごせる場所や習い事は町外にしかないことが課題とされ、放課後児童クラブの整備や様々な経験ができる習い事場が求められる。

ウ. 施設の要望

デジタル化やグローバル化をテーマに教育活動を行う学校もあるが、子どもたちがのびのび過ごせる学校が第一である。

他の学校との差別化や魅力づくりを行うことで、双葉町で子育てをしたいと思える学校づくりが求められ、そのためにも子どもたちの意見を反映し、子どもたちが通いたいと思えるポイ

ント（視点）が必要である。

また町民が学校を利用するだけでは、学校とのつながりを持つことは難しく、地域と学校をつなげる人材が必要である。

3 章 目指す学校像と学校施設の姿

3 - 1 目指す学校施設の姿

基本構想で定められた「目指す学校像」を実現するための施設環境のあり方をまとめる。「わたしの学校、みんなの学校、つながる学校、そなえる学校」の4つに沿い、「学校施設の姿」として示す。設計・施工段階においては、これらの目標に照らしてデザインの検討を進める。

「わたしの学校」

●今日ずっといたい、明日また来たい自分の居場所と思える学校

学校施設の姿

⇒遊び方や学び方を自発的に学び、子どもが自ら育つ力を伸ばせる施設

- ・自ら遊びを発見したり遊び方を工夫したり遊ぶ場所を作ったりできる遊び場をつくる。
- ・学ぶ意欲を喚起する学習材（資料や道具）が整い、自分に合った学習材を選ぶことができ、自分のペースで学べる環境をつくる。

⇒一人ひとりにとって「自分の居場所/活動場所」のある施設

- ・子どもたちの多様性を認め、一人ひとりが心地良く過ごしやすい空間、居場所をつくる。
- ・それぞれ自分の学びに取り組める広い場所、気持ちが落ち着く小さな場所や高い場所、潜り込める場所など、子どもに寄り添った多様な居場所を用意する。
- ・乳幼児の頃から町民に見守られ、愛されて育つことができるような子どもと大人が触れ合える施設とする。

●学習、運動、活動、その他興味のあることが見つかり、好きなだけ取り組める学校

学校施設の姿

⇒やりたいことが見つかり、ワクワクしながら挑戦できる施設

- ・実習や実技、表現活動が充実して行え、好きなことに出会える特別教室を設ける。
- ・特別教室を教科の枠組みにこだわらずに再構成することで、教科等横断的な学びの取り組みや放課後、休日の自由時間に一人ひとりがやりたいことを追求できる環境をつくる。
- ・成長段階の異なる乳幼児、児童、生徒が安全に安心して遊べ、自然を体験し、感性を育み、存分に運動できるようにする。
- ・子どもたちが町民と一緒に様々なスポーツに出会い、親しみ、チャレンジできるように、体育館や校庭は総合型地域スポーツクラブの活動の場の一つとして利用できるようにする。

●この学校が自慢だ、あの学校で学びたいと思えるプライド・スクール

学校施設の姿

⇒子どもたち、町民の誇りとなる施設

- ・双葉町の新たなシンボルとして、大切に使いたくなる建築デザインとする。
- ・木材を積極的に活用し、子どもたちや利用者を温かく包み、愛着が高まる施設とする。

「みんなの学校」

●明日またみんなに会える幸せが感じられる学校

学校施設の姿

⇒子どもたちが共に遊び、学び合うことを通じて社会性が育つ施設

- ・遊びの工夫を共に考えたり、さまざまな学び合いをしたりできる場所と家具が用意され、その活動に応じた場所を自分たちで選び、協働的に学べる環境をつくる。

⇒心地良く、交流できる施設

- ・学年や年齢等を超えて寛いだり交流したりできる居心地の良いコモンスペースを設ける。
- ・町民も思い思いに過ごしたり、交流したりできる場所を設ける。

●多様な教育的ニーズのある子どもを、一人も取り残さないインクルーシブ・スクール

学校施設の姿

⇒すべての人にとって利用しやすく、学びやすい施設

- ・年齢や発達段階、文化等の異なる乳幼児、児童生徒、障がい者、高齢者など、様々な利用者が負担なく使用でき、共に学び、活動し、育つことができるバリアフリー環境を整える。
- ・様々な困難を抱えた子どもたちの学校生活を保障するために、インクルーシブ教育を進めやすい諸室の構成とする。
- ・多様性を認め、みんなが気兼ねなく安心して使えるトイレ等の生活空間の構成や移動空間、サイン等のデザインに配慮する。

●地域ぐるみで子どもたちの学びと成長を支えるコミュニティ・スクール

学校施設の姿

⇒子どもたちを含め町に住む多様な人々に、いつでも開かれている施設

- ・安全を担保しつつ誰もが安心して入りやすい建物配置とし、人々を温かく迎える雰囲気のある安全なアプローチとする。
- ・学校図書館、スポーツ施設、表現の舞台、特別教室、校庭等は、地域と共用することを想定して施設設備の充実を図る。
- ・地域コーディネーターと保護者や町民、ボランティアや NPO 等が学校と協働し、まちぐるみで子どもたちを育てられる拠点とする。

⇒地域ぐるみで子育てを支えられる施設

- ・保護者同士が育児を気軽に相談し合える場所を設ける。
- ・多様な場面で子育ての専門家や先輩たちと気軽にふれあい、話をしたり、交流したりできる場所を用意する。

「つながる学校」

●学校中のどこでもだれとでも学べ、交流できる学校

学校施設の姿

⇒子どもの成長は連続していることをふまえ、保育・幼児教育と義務教育がつながる施設

- ・こども園と義務教育学校の教職員が一貫した子ども観を持ち、保育・授業を共に研究・探究し、学びの一体化が図れる施設とする。
- ・学校や授業が地域に開かれ、町民や地場産業等と連携・協働し、共に子どもの学ぶ姿を見取りながら授業改善ができる施設とする。

⇒お互いの活動が見え、利用者同士が自然とつながる施設

- ・校内のさまざまな活動の様子がお互いに見える施設環境のデザインとする。
- ・生涯を通して学び合い、交流できる施設とし、世代を超えたつながりや共感が育まれるようにする。
- ・双葉の伝統芸能や文化を子どもと大人の協働で復活、継承し、ふるさとの復興に資する施設とする。

●学校を飛び出し、社会や世界へ学びが広がるグローバルスクール

学校施設の姿

⇒対面とオンラインのハイブリッドで、世界とつながる施設

- ・臨場感を感じながら、他の地域や国とオンラインでつながることができる ICT 環境を整備する。
- ・一人ひとりを尊重し、言語や文化が異なる地域や国の子どもたちと共に育つことができる施設とする。
- ・双葉や日本の伝統的な文化と現代の文化、世界の文化を共に体験し、多文化共生を実現できる施設とする。

●DX により時間や距離の制約を超えて個と協働の学びを実現する学校

学校施設の姿

⇒デジタル技術を前提として、教育の変革を促し地域づくりを支える施設

- ・教育活動や校務等でデジタルテクノロジーを組織的かつ効果的に利用できる環境をつくる。
- ・建築デザインとデジタルテクノロジー、人的体制を組み合わせた仕組みを作り、学校の負担感なく、町民等が気兼ねなく学校施設を拠点とした地域づくりができるようにする。

「そなえる学校」

●子どもたち、地域の安全・安心を支える、災害に強いレジリエント・スクール

学校施設の姿

⇒さまざまな災害に対して安全な施設

- ・季節や時間帯に関わらず発生する災害に対し、子どもたち・教職員と町民の安全を支える校舎をつくる。
- ・主たる避難所となるアリーナを中心として、さまざまな避難者を受け入れられる避難所機能を高める。
- ・避難所機能を地域と学校の共創スペースに重ねることで、利用者と施設の使用方法を共有するとともに適切な維持管理を行い、緊急時の対応に備える。

⇒気候変動に備え、自然と共生する施設

- ・地域の気候風土を踏まえ、温暖化等の影響やエネルギー問題に関わらず、心地良く快適に過ごせる施設環境とする。
- ・四季の卓越風や周辺樹木など校地環境を生かし、自然エネルギーを活用することで、環境負荷を総合的に低減し、自然との共生を図る施設とする。
- ・断熱化など建築環境性能を高め、利用状況に応じて消費エネルギーを低減し、エネルギーロスをなくせる運営の工夫が行いやすい施設設備とする。

●セキュリティが確保され、いつでも自由に利用できるセーフ・スクール

学校施設の姿

⇒総合的に防犯性能の高い施設

- ・視認性、識別性、領域性など防犯性能を高めた建築デザインとする。
- ・通学路は防犯性と安全性を高めた街路のデザインとする。
- ・管理者と利用者、学校と町民が防犯意識を高め合えるコミュニティが育まれる施設とする。

●帰還や移住などによる人口や子どもの数の増減、教育の変化に柔軟に対応できる学校

学校施設の姿

⇒変化に応じ永く使える施設

- ・人口変動や教育方法・内容の変化に柔軟に対応できるように、ゆとりがあり多機能な保育/教育空間とする。
- ・日常的な維持管理や定期的な設備等の更新が行いやすい施設とし、そのための人的体制と費用を備える。
- ・維持管理コストを低減でき、良好な教育環境をいつまでも維持できる施設とする。

3－2 双葉町が目指す国際人の育成

基本構想では、双葉町が目指す学びとして、「双葉と世界がつながる学び」を掲げ、その下に「共育」「地域」「世界」「復興」の4つの学びを示している。その中で「世界」はグローバルな視点から考えて活躍する力を養うとしている。

「双葉と世界がつながる学び」として、幅広い視野や国際感覚を養うことが求められる。そのためには、新しい時代を拓く施設環境整備とともに、双葉町ならではの「世界」を見据えた魅力ある教育課程が必要となる。

そこで、自らの世界をより良くするグローバル・シチズンシップ*の育成を目指し、新しいこども園・学校に通うすべての子どもたちが、幼少期から外国語（英語）に日常的に触れたり、異文化を体験したり協働したりできる教育活動に取り組む。

世界の多様な人々との交流を通して、コミュニケーション能力の素地を養い、豊かな人間性を育んでいく。

双葉町の子どもたちが国際感覚を身に付け、協同の精神を学び、世界中の人々と協力して未来を担うことができるように、新しいこども園、学校づくりを進めていく。

*グローバル・シチズンシップ：世界市民としての意識や責任を持つこと。国や地域を超えた視点から、他者とのつながりや共通の課題に対して理解を深め、行動を起こすことを重視する。



双葉町生徒海外（英国）派遣事業



JICA 職員による国際理解教育（中学校）



担任と ALT による外国語科の授業（小学校）



ALT による園児との英語活動（幼稚園）

4 章 計画条件

敷地となる旧双葉中学校の現況や法的条件を整理する。また学級数に応じて定められている国庫補助基準面積を参考に学校規模を考慮して新しい学校施設の計画面積を設定する。

4 - 1 敷地条件

敷地面積と現在の状況を整理する。

(1) 所在地・敷地面積

○所在地

・福島県双葉郡双葉町大字新山字東館1番地

○敷地面積

・50,010 m² (現況 平場: 36,930 m²、法面: 13,080 m²)

* 注) 旧双葉中学校の施設台帳に基づく面積であり、今後測量で把握する必要がある。

(2) 校地・校地周辺状況

旧双葉中学校敷地は高台に位置し、北は20 m程度、南は15 m程度の高低差がある。校地自体は平坦であるが、高低差に応じて傾斜地(法面)となっており、緑豊かな環境となっている。一方、南西側の一部は校地よりも高く、校地に対し影を落としている。

東側の町道前田・長塚線は、現在の校地への唯一のアプローチとなっており、東日本大震災後に道路整備が行われ、校地側には縁石で区切られた歩道が整備されている。

東日本大震災後、使用されていない期間が長く、校地内外には草木が茂り、校地周辺は見通しの悪い環境となっている。本計画の整備と合わせた周辺環境の早期改善が望まれる。

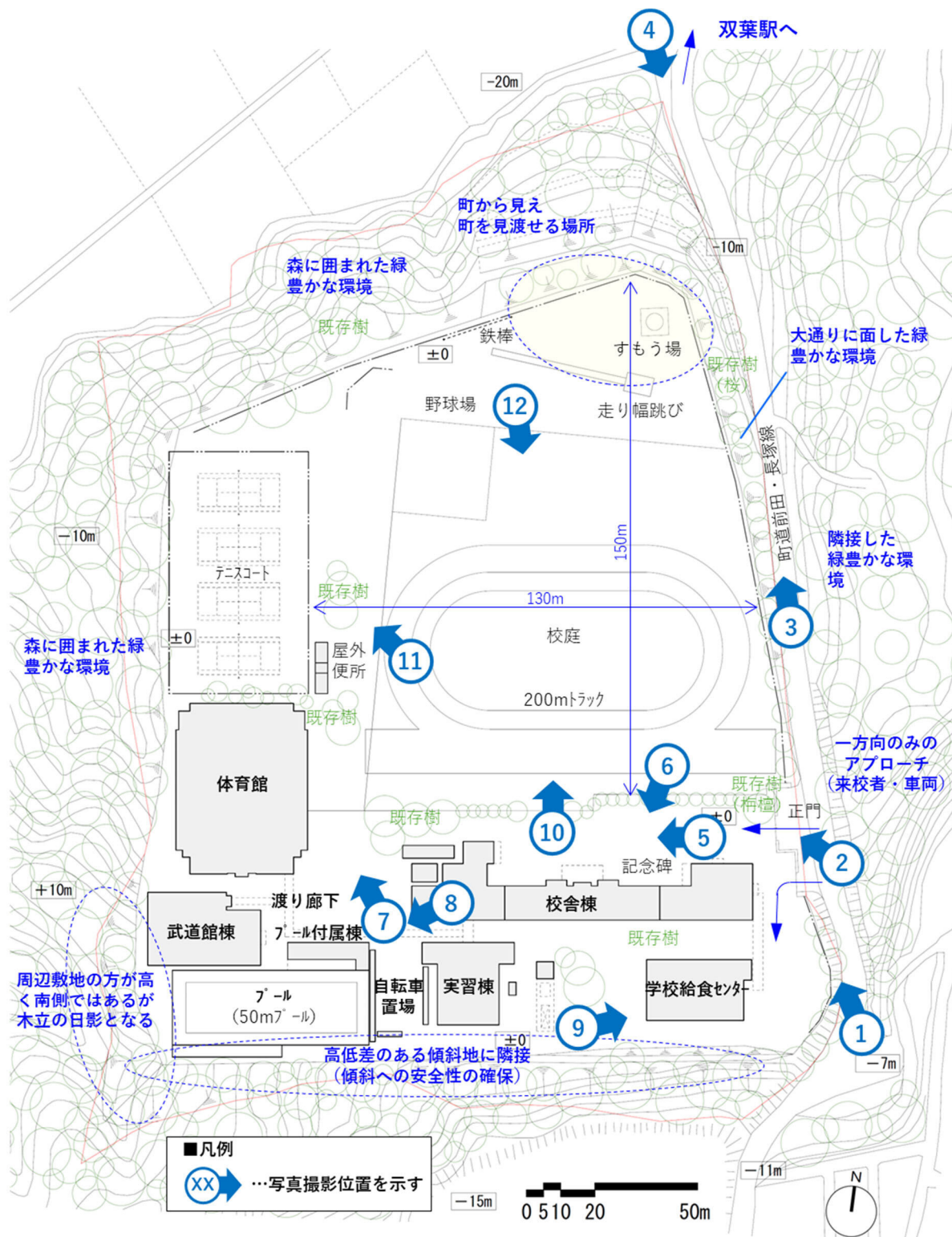


図.校地並びに校地の周辺状況



校地東側の町道は、旧双葉中学校正門を中心に南北に傾斜しており、南側からの傾斜の方が急勾配である。校地側には歩道が整備され、正門前には横断歩道が敷設されている。

町道東側にも歩道は敷設されているが、縁石などで区切られていない。



校地東側の町道に面し、歩道沿いには桜が植樹されている。校地は高台に位置し、町道までの間は法面となっているが、現在は桜を含めた樹木が繁茂しており、校地への見通しは確保できていない。



正門から昇降口や玄関までのアプローチは校舎に平行に設けられており、正面に体育館が位置する。校舎中央の玄関脇には記念碑が置かれ、子どもたちや地域の方々を迎え入れる。

4章 計画条件



⑦旧双葉中学校体育館



⑧旧双葉中学校プール

旧双葉中学校体育館には2階に観覧席が設けられているなど、中学校体育館としては大きく、地域にも利用されていた。また、プールは50mプールが設置されている。



⑨旧双葉町学校給食センター



⑩旧双葉中学校 校庭 (南側からの景観)

学校給食センターは東日本大震災直前に建設されたが、他の施設と同様に解体する。

校庭は校舎北側の平坦な部分に配置されている。現在は駐車場等に活用されているが、北側の一部は芝生となっており、一角には相撲場や体育器具などが残されている。



⑪旧双葉中学校 テニスコート



⑫旧双葉中学校 校庭 (北側からの景観)

体育館北側には、テニスコートが設けられており、フェンスにて仕切られている。テニスコートに限らずだが、現在は利用されておらず、草木が生い茂っている状況である。

なお、校地南西側は隣地側が高くなっており、日が当たりにくい場所となっている。

(3) 既存施設

双葉中学校敷地内の旧双葉中学校校舎・体育館、旧双葉町学校給食センターなどの既存建築物は全て解体予定である。

旧校舎、及び、旧体育館、旧学校給食センターの施設規模を以下に示す。

ア.旧双葉中学校保有床面積（施設台帳）

校舎	4,426 m ²
屋内運動場	2,507 m ²
プール付属	116 m ²
武道場	1,257 m ²

イ.旧双葉町学校給食センター

学校給食センター	787 m ²
----------	--------------------

(4) 地盤の安全性について

東日本大震災において校地の一部（旧双葉中学校の校庭）に地すべりが発生した。当該部分のため池のあった場所に盛土を施し、かつその地表の土壌を削除しないまま施工されていることが確認された。震災前の平成 22 年 9 月豪雨において小規模の法面崩落があった場所であるため、継続観察した結果、震災後の大雨や令和 3 年 2 月の福島県沖地震においては変動が見られなかった。震災時の地すべりは巨大地震に起因するものであり、500～1000 年に一度のプレート型巨大地震や 2400 年に一度の活断層型巨大地震以外で発生する懸念はないものと考えられる。

本校地における地盤の安全性と造成工事における大きな問題はないものと判断されるが、本事業を進めるにあたっては、建物用地の地盤調査を行うとともに、公共施設に求められる十分な耐震性能を備えた建築とする。

4 章 計画条件

4 - 2 法的条件

都市計画法や建築基準法などの敷地に係る法的条件を整理する。

ア. 用途地域

[種類]

- ・第一種中高層住居専用地域

[建蔽率・容積率]

- ・法定建蔽率：60%、法定容積率：200%

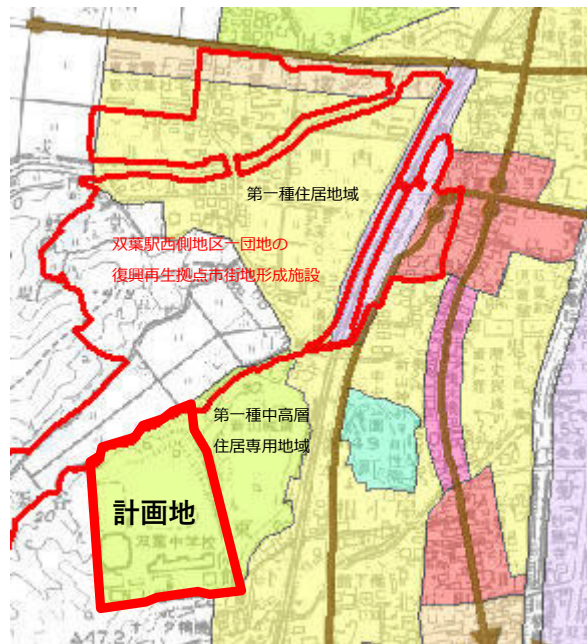


図.双葉町都市計画図

イ. 高度地区

- ・指定なし

ウ. 防火地域

- ・指定なし

エ. その他の地域・地区

- ・特になし

オ. 日影規制

- ・北側斜線制限及び日影による中高層の建築物の制限はない

カ. 土砂災害特別警戒区域・警戒区域

- ・ 指定なし

キ. 内水ハザードマップ

- ・ 0.05～0.10m 道路冠水（一部）

ク. 周辺道路

- ・ 東側：町道前田・長塚線 建築基準法第42条1項1号道路
（道路幅員：9.2m～12.3m * 道路台帳平面図参照）

ケ. 都市設備

- ・ 上水道：供用区域内（本管Φ200 復旧済）
- ・ 下水道：処理区域内（本管復旧済）
- ・ 電 力：東北電力
- ・ ガ ス：プロパンガス
- ・ 通 信：NTT 東日本（復旧済）

4 - 3 計画面積

学級数に応じた補助基準面積（整備資格面積）を参考に、想定される児童生徒数をふまえて計画面積を定める。

(1) 補助基準面積（整備資格面積）

学年単学級の場合の補助基準面積（整備資格面積）は以下の通りである。ここでは、小中学校における特別支援学級をそれぞれ2学級と想定した面積とし、多目的スペース加算面積を含めている。

表.補助基準面積（整備資格面積）

		設置基準 (㎡)	整備資格面積 (㎡)	備考
こども園	保育部分	224	...	
	幼稚園部分	420	857	預かり保育含む
小学校	校舎	600	3,308	特支2、多目的加算あり
中学校	校舎	600	2,747	特支2、多目的加算あり
園舎・校舎小計		1,844	6,912	
小学校	屋内運動場		894	
中学校	屋内運動場		1,138	
	武道場		450	柔道・剣道
屋内運動場小計			2,482	
その他	プール（水槽）		400	水面積
	プール（上屋）		600	
	給食		230	400食以下
	放課後児童クラブ	50		30人

(2) 計画面積

補助基準面積をもとに、本計画の児童生徒数を各学年最大20人と想定し、計画面積を以下の通りとする。

認定こども園園舎	800 ㎡	
義務教育学校校舎	4,000 ㎡	
義務教育学校屋内運動場	1,800 ㎡	
プール施設（上屋付）	600 ㎡（水槽、プールサイド、付帯施設）	注
給食調理施設	300 ㎡	注
放課後児童クラブ	200 ㎡	
合計	7,700 ㎡	

注）プール施設並びに給食調理施設を整備するかについては継続検討

5 章 整備方針

計画条件をふまえ、目指す学校像と学校施設の姿を実現する施設環境の考え方を示す。

5－1 所要室・面積と施設構成

校舎、体育館等の所要室と施設構成の考え方、および目安とする面積を示す。

5－1－1 所要室・面積（案）

（1）園舎・校舎

ア．保育室等（認定こども園）

- ・0-2 歳児の保育スペースは年齢/月齢に応じた環境構成ができるようにする。
- ・0-2 歳児の保育スペースに調乳・沐浴スペースを設ける。
- ・3-5 歳児の保育スペースは年齢別の保育や異年齢の交流活動が可能となる環境構成ができるようにする。
- ・各保育スペースは、園児数の増減に対応できるようにする。

イ．教室等（義務教育学校）

- ・小学部の教室は現在の仮設校舎より広く確保し、児童数の増減をふまえて 2 学年を単位としたユニットとして計画する。ここではそれをホームと名付ける。ホームの中で日本語指導などの個別対応が行える小教室を確保する。
- ・中学部の教室は、国語・数学・社会・外国語（英語）に対応する教科教室として計画する。教科教室は他学年も利用するため、教室とは別に生徒の持ち物を置く場所を設け、ホームベースと名付けクラスの拠点とする。
- ・特別支援学級の教室を複数設ける。
- ・外国籍児童生徒の日本語指導が個別にできる教室を設ける。
- ・児童生徒の更衣スペースを用意する。

ウ．学校図書館

- ・学校の中心と位置付け、成長段階に応じて多様な居場所や活動場所を確保するとともに、地域利用にも対応できるように充実した面積を確保する。

エ．特別教室

- ・活動内容に応じた実習活動スペースとして計画する。その構成例を次に示す。組み合わせは学校と共に検討し、決定する。
- ・各室には実習・実験の準備スペースを設ける。

（ア）サイエンスルーム（理科・情報）

- ・理科実験や技術科の情報分野の実習の場とする。実験スペースを 2 つに分けることも検討す

る。

(イ) アート&クラフト/アトリエ（図画・美術・被服）

- ・主にアートやデザインの活動の場とする。

(ウ) ものづくり工房（工作・技術）

- ・木工金工、各種制作、情報活動の工房となるよう、の工作機械スペースを用意する。

(エ) キッチン（調理）

- ・調理実習と試食がそれぞれ行いやすい広さとする。

(オ) ミュージックルーム（音楽）

- ・歌、合唱、合奏、身体表現、発表等の活動の場とする。
- ・活動スペースの他に楽器庫や個別の練習室を用意する。

オ. ランチルーム/給食

- ・給食を食べるランチルームを設ける。開校後しばらくは幼児児童生徒数が少ないことが予想されることから、学年10人程度の学校規模となるまで、こども園の年少組（3歳児）から中学生までが一緒に給食を食べられるように120人程度が座れる広さを確保する。なお、人数が増えた場合は、集団を2つに分け、給食時間を2部制にすることが考えられる。
- ・給食調理室には調理員の更衣・休憩室等を用意する。調理器具等のレイアウトや配膳スペースの配置等の検討を通して適切な広さを確保する。
- ・認定こども園に調理室を設ける。調理員の人手不足を考慮し、年少組以上の給食については、義務教育学校の給食調理室を兼ねることを検討する。

カ. 保健・相談室・子育て交流スペース

- ・保健室と相談室の他、トイレ・シャワースペースを設ける。乳幼児の保健スペースを含む。
- ・保護者同士の子育て交流スペースを設ける。子育て相談ができる個室を組み合わせる。なお、その運用方法は継続的に検討する。

キ. 教職員スペース

- ・校長室は応接を兼ねる。
- ・認定こども園と義務教育学校の教職員スペースをそれぞれ設ける。執務作業や打合せ、相談、リフレッシュ、印刷のための場所を用意する。
- ・会議室は30人程度が座れる広さを確保する。
- ・用務員作業室を設ける。

ク. 地域連携/地域協働スペース

- ・地域住民と学校の交流スペースを設ける。
- ・地域コーディネーター等の学校と地域の活動をつなぐ役割を担う人々の活動場所を設ける。
- ・双葉町の伝統芸能を継承し、新たな地域文化を創り出す場（文化伝承・創造スペース）を設

ける。

- ・これらの場所の活用方法や運営の仕組みを継続的に検討する。

ケ. 放課後児童クラブ

- ・学童の生活拠点、運営する支援員の事務作業や休憩・更衣スペースを設ける。
- ・学校図書館や体育館、特別教室、校庭、遊具スペース等を利用しやすい位置とする。

所要室の目安となる面積を一覧表として次に示す。

表. 園舎・校舎の所要室と面積

1. 園舎・校舎							
室名			数	面積(㎡)	小計(㎡)	仮校舎	備考
こども園	子ども	保育室 0～2歳	1	100	100		年齢、月齢に応じて環境構成
		沐浴室・調乳室	1	10	10		
		保育室 3～5歳	1	160	160	70	年齢や状況に応じて環境構成
		遊戯スペース	1	110	110		一時預かり兼ねる
		器具庫	1	20	20	27	
		幼児トイレ	適宜	40	40	10	
		面積計			440	107	
	子育て支援	子育て交流スペース	1	40	40		
		相談室	1	10	10		
		面積計			50	0	
	教職員(園)	園長+教職員スペース	1	70	70	40	保健スペース含む
		大人用トイレ	適宜	20	20		多目的トイレ含む、適所
		面積計			90	40	
	その他	調理室	1	20	20		離乳食
		こども園エントランス	1	20	20		適所
		面積計			40	0	
小学部	教室など	1・2年ホーム	1	140	140	80	教室・小教室・ロッカー
		3・4年ホーム	1	140	140	80	教室・小教室・ロッカー
		5・6年ホーム	1	140	140	80	教室・小教室・ロッカー
		特別支援	適宜	40	40		
		トイレ	適宜	90	90	46	多目的トイレ含む、適所
		児童更衣	適宜	20	20		
		面積計			570	286	
中学部	教室など	国語	1	70	70	40	ホームルーム
		数学	1	70	70	40	ホームルーム
		社会	1	70	70	40	ホームルーム
		外国語(英語)	1	80	80		
		日本語指導	1	20	20		個別指導
		ホームベース	適宜	60	60		20㎡×3学年、ロッカー
		特別支援	適宜	40	40		
		トイレ	適宜	50	50	40	多目的トイレ含む、適所
		生徒更衣	適宜	20	20		
		面積計			480	160	

5章 整備方針

1. 園舎・校舎 必要諸室・面積構成 ②							
室名			数	面積(m ²)	小計(m ²)	仮校舎	備考
共通	中心	学校図書館	1	350	350	61	
		面積計			350	61	
	実習	サイエンスルーム	1	140	140	兼用	理科・技術（情報・栽培）
		ミュージックルーム	1	120	120	61	音楽
		アート&クラフト	1	100	100	61	図画・美術・被服
		ものづくり工房	1	120	120	兼用	工作・技術（木工・金工）
		キッチン	1	100	100	61	調理
		面積計			580	183	
		生活	学校エントランス	1	80	80	27
	給食調理		1	300	300	27	配膳
	ランチルーム		1	180	180		120人+α
	面積計				560	54	
	教職員 （学校）	校長・応接	1	40	40	68	
		教職員スペース	1	160	160	94	執務作業、リフレッシュ
		教材・印刷	1	30	30	19	
		ミーティング	1	60	60	41	会議、多目的
		更衣、ロッカー、休養	1	40	40	23	
		職員・外来トイレ	適宜	20	20		多目的トイレ含む、適所
		用務員作業	1	30	30		
		面積計			380	245	
		保健	保健室	1	60	60	27
	トイレ・シャワー		1	10	10		
	相談・カウンセリング		適宜	30	30		
	面積計				100	27	
地域連携・協働 スペース	地域交流スペース	1	60	60		くつろげる場	
	地域協働スペース	1	20	20		地域協働拠点	
	地域用トイレ	適宜	30	30		多目的トイレ含む、適所	
	文化伝承・創造スペース	1	120	120		太鼓練習、資料展示等	
	面積計			230	0		
放課後児童クラブ （学童）	放課後児童クラブ室	1	80	80		40人×2㎡ 地域玄関利用	
	支援員	1	20	20			
	トイレ	適宜	20	20		多目的トイレ含む、適所	
	面積計			120	0		
園舎・校舎 所要室 合計面積					3,970	1,163	計画面積の74.9%（仮校舎81%）

所要室の合計面積は計画面積の75%程度である。残りの面積が廊下等に充てられる面積となるが、効率的な平面計画により計画面積に応じた設計となるように工夫する。

（2）体育館

- ・大小2つのアリーナを用意する。大アリーナは球技中心として正規のバスケットボール（15m×28m）1面とミニバスケットボール（15m×24m）2面を重ねられる程度の広さ、小ア

リーナは武道場（剣道想定）が余裕をもって1面入る広さを確保する。なお、各アリーナの広さとコートの設定は設計段階で引き続き検討し決定する。

- ・保健体育の授業や災害時の対策本部など多目的に利用できるミーティング室を設ける。
- ・体育用具の器具庫、地域避難所用防災備蓄倉庫を設ける。

所要室の目安となる面積を一覧表として次に示す。

表. 体育館の所要室と面積

2. 体育館							
		室名	数	面積(㎡)	小計(㎡)	仮校舎	備考
体育館	アリーナ	小アリーナ	1	300	300		15×20m 武道場1面
		大アリーナ	1	1040	1,040	420	28×37m ミニバスケ2面
		器具庫	1	100	100	30	
	付帯	更衣	適宜	40	40		
		ミーティング	1	50	50		
		トイレ	適宜	50	50	10	バリアフリー対応
		防災備蓄倉庫	1	100	100		地域避難所用
体育館 所要室 合計面積					1,680	460	計画面積の93.3%
体育館 計画面積					1,800	470	

所要室の合計面積は計画面積の93%程度である。校舎と一体的な平面計画を行うことで、計画面積内で確保できるように工夫する。

(3) プール

- ・プールの整備については、基本計画では長さ25m、4コース程度の屋根付きプールを想定するが、未決定事項である。
- ・本事業で整備する場合は、コース数やコースの長さ、水深、温水化、完全屋内化等の整備課題について、コストや利用者想定、使い勝手をふまえて決定する。
- ・幼児用プールは水遊び場として園庭やテラスの一部に設けることを想定する。

所要室の目安となる面積を一覧表として次に示す。

表. プールの所要室と面積

3. プール							
		室名	数	面積(㎡)	小計(㎡)	仮校舎	備考
プール	水槽	25m プール	1	225	225		4コース（水深調整）
	上屋	水槽＋プールサイド	1	450	450		屋根付き プール
	付帯	更衣	適宜	40	40		
		トイレ	適宜	30	30		
		管理	1	10	10		開放時
		器具庫	1	20	20		
		廊下、玄関、機械等	1	50	50		
		面積計				150	
プール 総面積				600	なし	計画面積 600㎡	

5章 整備方針

5-1-2 施設構成（案）

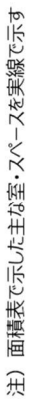
（1）整備方針

- ・学校専用スペースと共創スペース（施設開放・地域連携）で構成する。それぞれが完全に分離するのではなく、学校専用スペースから共創スペースにスムーズに移動でき、またそれぞれの場所における活動の様子が把握できるようにする。
- ・学校専用スペースはこども園の保育室や教室（学年ホーム）、職員スペースで構成する。
- ・こども園と義務教育学校の職員スペースは教職員が日常的に協働しやすいようにまとまりを持たせて配置する。
- ・保育室や教室は学年の区切りを設定し、成長段階を考慮してその環境を変える。教科担任制となる義務教育後期（前期中等教育）段階は教科センター方式の採用を可能とする。
- ・共創スペースには地域開放可能な学校図書館や特別教室、体育施設、ランチルーム、文化伝承創造スペース、地域交流スペースなどを設ける。
- ・ミュージックルームを小アリーナのステージとして表現の舞台としたり、アート&クラフト（アトリエ）とものづくり工房とつなげてメーカースペースとしたり、キッチンとランチルームをつなげたりすることで、多目的な使い方ができるようにする。
- ・サイエンスルームとメーカースペースなどを関係付けて配置することで、STEAM 教育*の場としても機能できるようにする。
- ・学校施設は地域の指定避難所としても利用できるようにする。
- ・それぞれの利用者が識別できるように学校と地域利用者の玄関（エントランス）をそれぞれ設ける。
- ・ただし、双葉町の公共施設としての本施設の位置付けと役割を引き続き協議し、その議論をふまえ必要に応じて施設構成を再検討する。

*「科学（Science）」「技術（Technology）」「工学（Engineering）」「芸術・リベラルアーツ（Art）」「数学（Mathematics）」の5つの分野を横断し、それぞれの知識を活かした課題解決学習により実社会で生かせる資質・能力を育む教育

（2）施設構成案（ダイアグラム）

次頁に示す。



5-2 各室・スペースの計画

5-2-1 保育室・教室まわり

(1) 整備方針

ア. 成長段階を考慮した学年の区切り

- ・成長の節目を考慮し、縦のつながりによる帰属集団を「学年の区切り」として設定し、保育室や教室、特別支援教室のまとまりをつくる。
- ・学年の区切りに合わせてトイレや流し場、更衣室などの生活スペースを配置する。
- ・学年の区切りに応じて教室まわりの設えを変えることで、成長が実感できる施設環境とするとともに、縦のつながりを生かした保育・教育活動が行えるようにコモンスペースやテラスなどの屋外空間を組み合わせる。また教室同士や教室と特別支援教室を直接つなげることで、年齢、学年の人数、子どもたちの状態に応じて柔軟に利用できるようにする。
- ・教科担任制となる後期以降は教科センター方式を採用し、教科教室専用の教育空間を整える。教育空間とは別に生徒の生活拠点となるホームベースを設ける。

イ. 保育室・教室・特別支援教室

- ・学年の区切りごとに成長段階に応じて保育室/教室などの環境構成を変える。
- ・保育・教室空間は大中小の空間を組み合わせた構成とすることで、それぞれの空間特性を生かした環境づくりが行えるようにする。
- ・発達差が大きい乳幼児の保育スペースは、静かで落ち着いた場所に配置する。



保育室のコーナーづくり



学びの環境づくりがされた教室

スペースにゆとりのある快適な保育・教育空間



教科の魅力を生かした学習空間



個々に応じたコーナーを用意できる特別支援スペース



デン（ほら穴のような小空間）のある保育室、教室

<持ち物スペース>

- ・保育・教室空間は園児と児童の持ち物スペース（ロッカースペース）と保育・学習スペースを分けることで、自由保育や個別最適な学びの環境構成が行いやすいようにする。
- ・中学部以降はホームベースに生徒ロッカーを設ける。

5章 整備方針



教室の一角に設けた児童ロッカーコーナー



生徒ロッカーのあるホームベース

<半屋外・屋外テラス>

- ・こども園と義務教育学校前期段階の保育室・教室は外部空間とのつながりを大切に捉え、1階に配置することを原則とする。内と外の上に半屋外テラスを設けて室内と段差のない連続した保育・教育スペースとする。
- ・テラスには外用の流し場を設け、水遊びをしたり汚れた体を洗ったりできるようにする。



保育室と連続したテラス



パーゴラ*のある教室のテラス

* 日陰棚

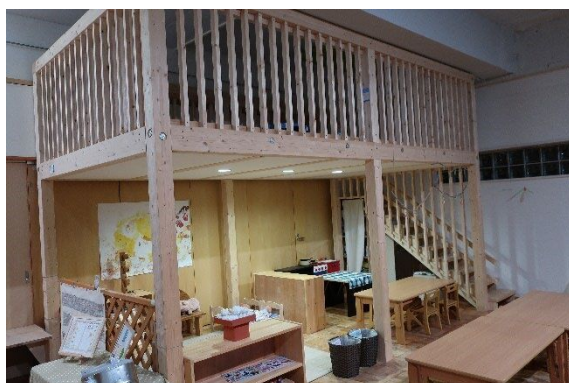
<家具等>

- ・子どもたちが触る床や壁、使う家具、備品などは安全性に配慮を優先し、本物の自然素材を使うなど触り心地、使い心地の良い仕上げとする。
- ・自由保育や多様な学習活動を支える環境構成を行えるようにするとともに、その時々の子どもたちの状態や気持ちに寄り添えるように、グループテーブルやソファ、ラウンジチェア、移動して使えるホワイトボードや収納棚などを用意する。体格等を考慮して成長段階に応じた利用ができるようにする。



多様な家具で環境構成された保育スペース

- ・タブレットやノート PC 等の端末を子どもたちが日常的に利用することをふまえ、落下防止対策を含めて使いやすいテーブルサイズや電源の確保等に配慮する。



大きな家具で小さな場所を作った保育スペース 床座やソファを使った居心地のよい学び場

(2) 今後の検討課題

ア. 学年の区切りの設定

- ・学年の区切りは、乳幼児の段階から、精神的・身体的な成長段階や教育課程、担任制の違いに応じると共に、いわゆる「小1プロブレム」、「中1ギャップ」に対し、子どもの人数や学校種別間のスムーズな接続を考慮して設定する。
- ・本計画では、こども園、小学部、中学部の15年間の学年の区切りとして3・3・4（前期）・3（中期）・2（後期）の区切りを想定している。なお、他にも図下段のように、5歳児の保育スペースと1年生の教室を「架け橋期」として近接した配置とする3・3・4・5など、異なる考え方がありうる。

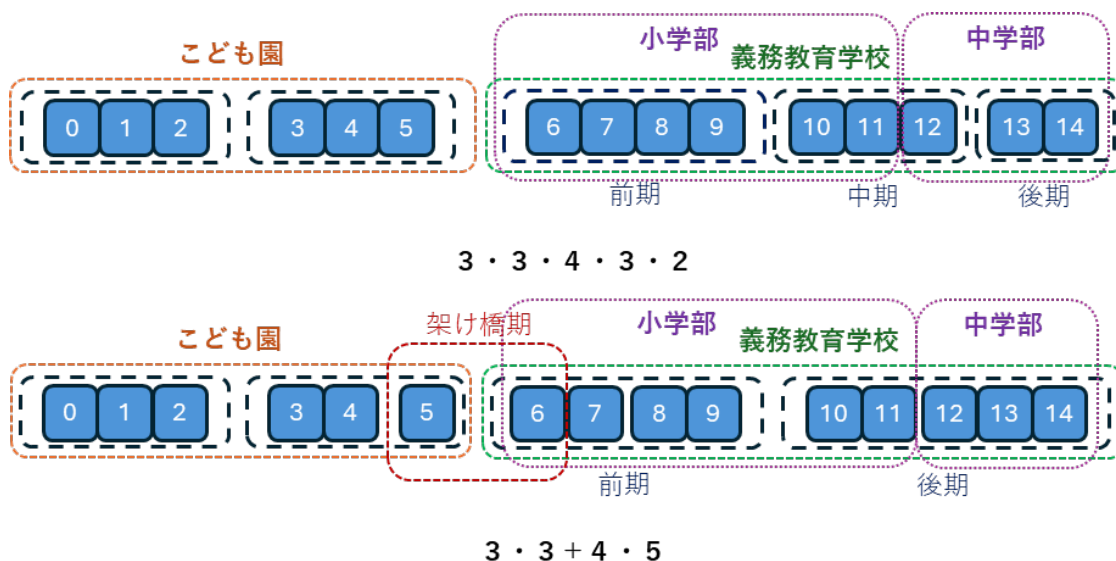
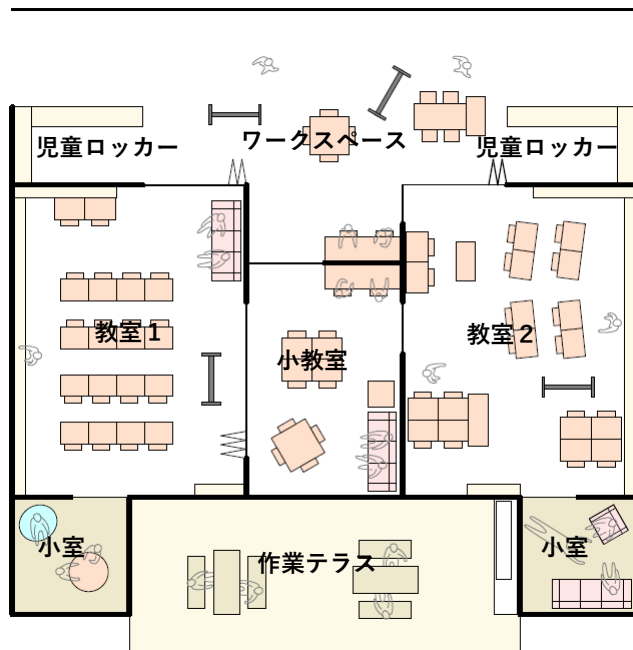


図.成長段階を考慮した学年の区切りの例

イ. 小学部の教室まわり

- ・学年で人数が変動する可能性が高いことから、小学部では教室まわりを2学年単位のユニットとして計画する。活動内容に応じてユニット内の教室、空間を共用する考え方がある。

<タイプ1>

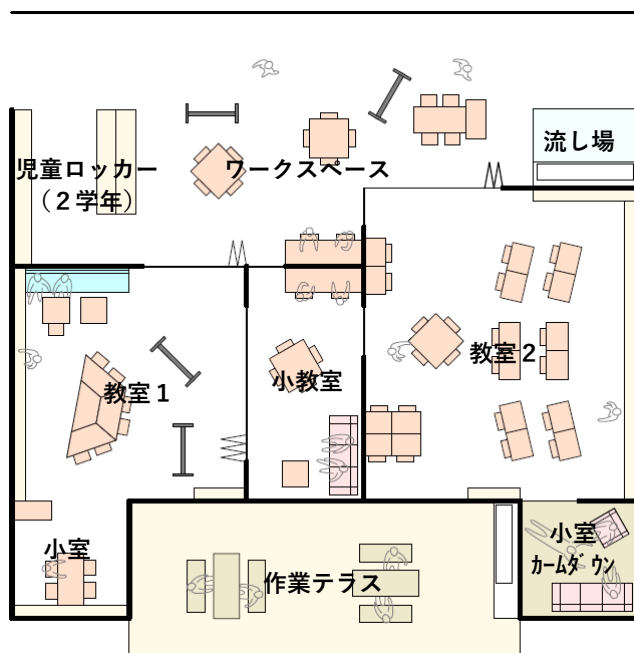


考え方

- ・同じ広さと設えの教室を2室用意する
- ・小教室を設け、教室と直接つなげる
- ・それぞれの教室には小室を設け、個別対応やカームダウンの場とする
- ・作業活動ができるワークスペースを設ける
- ・教室前には庇のある作業テラスを設ける
- ・児童の持ち物は学年ごとのロッカーコーナーに保管する

図.2 学年ユニットの計画例 タイプ1 同じ広さの2教室を用意

<タイプ2>



考え方

- ・2学年で教室の共用を前提とし、2教室の大きさ、間仕切りを変える
- ・教室1は2人掛けテーブル、教室2は個人机を置くなど、家具も変える
- ・小教室を設け、教室1と一体的にも利用できるようにする
- ・それぞれの教室には小室を設け、個別対応やカームダウンの場とする
- ・作業活動ができるワークスペースを設け、流し場を用意する
- ・教室前には庇のある作業テラスを設ける
- ・児童の持ち物は2学年でまとめてロッカーコーナーに保管する

図.2 学年ユニットの計画例 タイプ2 性格の異なる2教室を用意

<タイプ3>

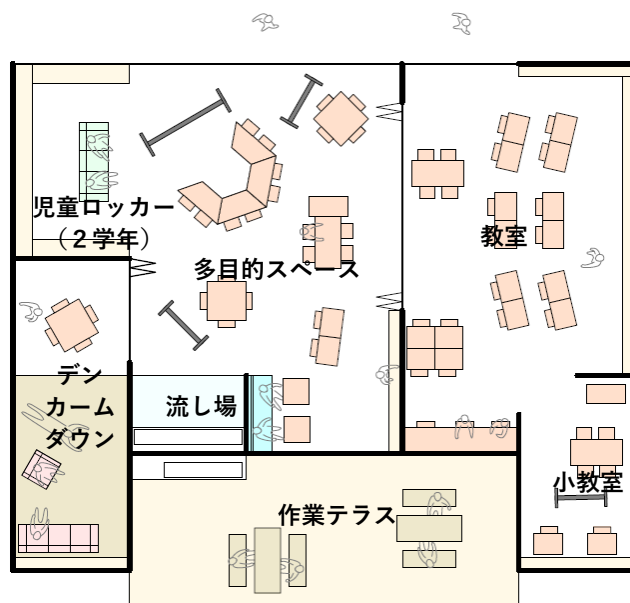


図.2 学年ユニットの計画例 タイプ3 教室と多目的スペースを用意

考え方

- ・教室は個人机を中心としたレイアウトとする
- ・多目的スペースはグループテーブルや流し場、リフレッシュコーナーなどを用意する
- ・教室と多目的スペースは一体的に利用できるようにする
- ・教室のコーナーに小教室を設け、個別対応ができるようにする
- ・多目的スペースの隣にデンを設け、カームダウンの場とする
- ・教室前には庇のある作業テラスを設ける
- ・児童の持ち物は2学年でまとめてロッカーコーナーに保管する

ウ. 中学部の教室まわり（教科センター）

<タイプ1>

- ・教科担任制となる中学部、もしくは5年生から教科センター方式を採用し、専用教科教室を用意することで教科の魅力を生かした教育活動の充実を図ることが考えられる。教科教室とする場合は他学年も利用するため、学年（クラス）の生活拠点をホームベースとして用意する。ホームベースの配置については大きく分けて2通り考えられる。

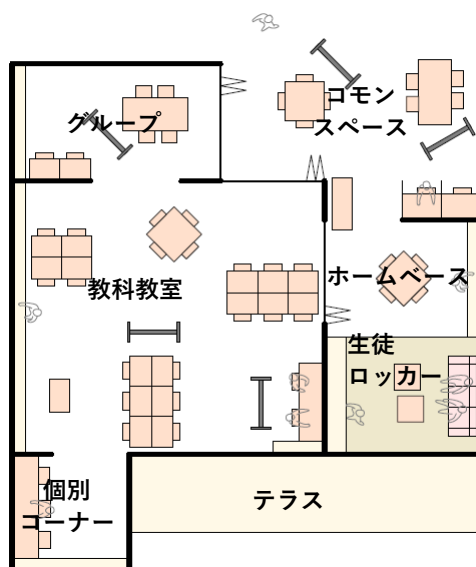
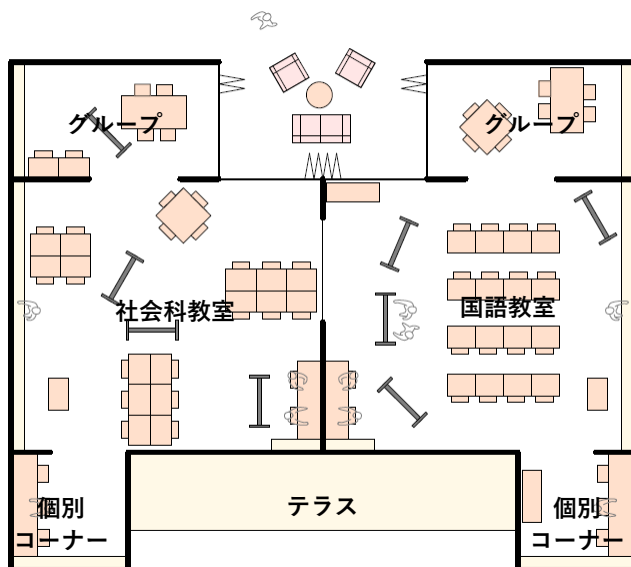


図.教科教室の計画例 タイプ1 教科教室にホームベースを隣接配置（一体利用可）

考え方

- ・教科教室とホームベースを組み合わせることで学級（学年）の拠点をつくる
- ・各教科教室は個別対応や少人数のグループワークなどが行いやすいコーナーを用意する
- ・教室とホームベースを直接つなげ、一体的に利用できるようにする

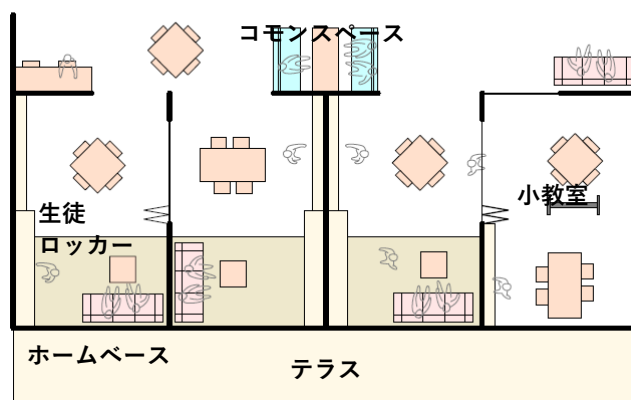
<タイプ2>



2室で系列教科センターを構成

考え方

- ・国語と社会科を組み合わせる人文系教科センター、社会科と英語で国際系教科センター、国語と英語で言語系教科センター、数学と理科で自然科学系教科センターとするなど、関係性の高い教科を関連付けて配置する
- ・各教科教室は個別対応や少人数のグループワークなどが行いやすいコーナーを用意する
- ・教室間を直接つなげ、一体的に利用できるようにする



3学年のホームベースをまとめて配置

考え方

- ・3学年のホームベースをまとめて配置する
- ・学年を超えた交流スペースとなるコモンスペースを用意する
- ・学年人数の増減を考慮し、ホームベースを直接つなげ、一体的に利用できるようにする

図.教科教室の計画例 タイプ2 教科教室とホームベースを分けて配置

エ. 家具等の検討

- ・多様な学びを支える家具については、体格差を考慮することや使い心地、座り心地などに配慮するとともに、成長段階をふまえて個人机中心の座席配置だけではなく、二人掛机を主体とすることで協働的な学びを促すということも考えられる。多様な学習形態に応じられる授

業のあり方とともに導入する家具を計画する。

- ・机やイスの軽量化を図り、収納スペースを十分に用意して机に持ち物を置かないように計画することで、学習形態に応じてレイアウトを適宜変更しやすいようにする。



組み合わせやすい台形机のクラスルーム



テーブル付きチェアの外国語教室

5－2－2 生活関連諸室

(1) 整備方針

ア. ランチルーム/給食/配膳

- ・みんなで食事を楽しめる場としてランチルームを設ける。食べる場所を選べるようにする。成長段階や体格差、障がいの別なく、誰もが一緒に食事ができるようにする。
- ・乳幼児の授乳や食事は保育スペースやそのまわりで取れるようにする。
- ・給食の配膳方式はアレルギー対策を行う。
- ・プライバシーに配慮して授乳や搾乳ができる場所を用意する。



保小中が一緒に食事できるランチルーム

5章 整備方針

イ. トイレ、水まわり、更衣スペース

- ・トイレは居室の1つととらえ、明るく、快適で自然換気ができる環境とし、使いごこちのよい計画とする。
- ・流しは交流スペースとしてとらえ、また、感染症対策がしやすい計画とする。
- ・清潔感をもって学校生活を送れるように、身だしなみを整える場所を設ける。
- ・まわりの視線や性別等を気にせずに着替えることができる更衣室を設ける。



交流の場ともなる快適なトイレ



ラウンジスペースともなる更衣スペース



木のフレームでコーナー化した流し場

ウ. 日常清掃

- ・トイレ等は清掃しやすい仕上げを選定し、汚れが付きにくいディテールを工夫して短時間で効果的に清掃できるようにする。
- ・「お掃除ステーション」を設け、掃除用流しや洗濯機、掃除用消耗品や雑巾などをストックできる収納棚を備える。



雑巾を洗濯できる「お掃除ステーション」

（２）今後の検討課題

ア．ランチルーム/給食/配膳

- ・食べられる量や場所を自分で選べるビュッフェスタイルなどの導入を検討する。

イ．トイレ、水まわり、更衣スペース

- ・性別や障がいに関わらず、誰もが安全に気兼ねなく使えるトイレや更衣スペースとすることを検討する。



隣の視線が気にならない小便器コーナー



男女兼用トイレ

ウ．日常清掃

- ・児童生徒の人数や能力をふまえ、校内清掃の委託や自動掃除機の導入を検討する。

5－2－3 学校図書館

（１）整備方針

ア．全体構成

- ・地域住民への開放利用に足る学校図書館として充実を図り、一般書を含めて3万冊程度の蔵書冊数が開架で閲覧できるようにする。
- ・絵本・児童書、ティーンズ、一般書の開架書架スペースを設け、多様な人々が利用しやすいようにする。
- ・無線LANや電源等を適所に整え、デジタル端末と一般書籍の両方に親しめるハイブリッドな図書スペースとする。
- ・司書を常駐させ、貸し出しや排架、レファレンスサービスを提供できるサービスカウンターを設ける。
- ・閉架書庫を用意し、開架スペースの図書環境を常に良好な状態に整えられるようにする。

5章 整備方針

イ. 絵本・児童書スペース

- ・体格を考慮し低書架を中心とする。
- ・表紙を見せて排架したり、書架を巡ることが楽しくなったり、ブラウジングに配慮した書架配置とする。
- ・乳幼児や児童の読み聞かせも行える絵本スペースを用意する。
- ・寝ころがったり、寛いだりできる居心地のよい落ち着ける場所とする。



読書スペースになる展示架を置いた児童書スペース



児童書スペースで行われる読み聞かせ



居場所となる書架のデザイン

ウ. 一般書スペース

- ・車椅子と歩行者がすれ違える書架間寸法を確保する。
- ・本に手が届きやすく、見やすい書架とする。
- ・適所に腰を下ろして本が読めるイスやラウンジチェア、ソファなどを配置する。



本が見やすくなるように照明を付けた書架



室内が見渡せる低書架のスペース

エ. 閲覧スペース

- ・さまざまな居方で本を読んだり学習したりできるように、多様な居場所で構成する。
- ・学習場面に応じてフレキシブルに利用することもふまえ、テーブルは移動しやすいものを採用する。
- ・移動式のホワイトボードなど学習活動に資する家具・備品を用意する。
- ・集中して自習や仕事しやすい場を設ける。



移動式テーブルで多目的に使える閲覧スペース



個別性を高めたキャレルテーブル

オ. サービスカウンター、レファレンスコーナー

- ・カウンターは、貸出や返却時に利用者とコミュニケーションが図りやすいようにする。
- ・新書の荷受けと点検、荷受けと装備や修理といった作業スペースを確保する。
- ・読書相談が気軽に行えるレファレンスデスクを設ける。
- ・新書の案内や企画展示スペースを用意する。
- ・館内全体や出入口の様子が把握しやすい位置とすると同時に、利用者に緊張感を与えないように配慮する。



子どもたちが集まるサービスカウンター

5章 整備方針



気軽に読書相談できるレファレンスコーナー

カ. 閉架書庫

- ・開架スペースの有効利用のため、修理が必要な図書や利用頻度の低い図書を保管する閉架書庫を用意する。

(2) 今後の検討課題

- ・平面計画の創意工夫により、廊下等の面積も取り込むなどして一層の充実を図る。
- ・郷土資料の研究スペースや会議スペース、特別教室、地域交流スペース等と連携した使い方ができるようにすることで、図書館の活動の幅が広がる。
- ・司書が常駐しサービスを提供できるように休憩スペースなどの環境を検討する。
- ・蔵書点検等の業務を省力化し、レファレンスサービス等に注力できる図書管理システムの導入を検討する。
- ・なお、運営のあり方については設計・建設事業と同時並行で継続的に検討を進める。

5-2-4 特別教室

(1) 整備方針

- ・教科の魅力を生かせると同時に、教科の枠組みを超え、子どもたちが自ら創意工夫ある実験・実習に取り組めるように特別教室を再構成する。
- ・移動してきた子どもたちが学習の狙いや教科等の魅力を感じられるようにする。
- ・特別教室は地域開放が行いやすいように配置や仕様を工夫する。地域活動に応えられる施設設備を用意する。
- ・子どもたちの放課後活動の場としても利用する。
- ・多様な人々が利用するための安全性を確保するために、十分な視認性を確保し、内外から活動の様子が分かりやすいようにする。

ア. サイエンスルーム（理科・情報）

- ・流し場を壁面に配置し、実験台は可動とするなどして床を広く使った実習も行えるようにす

る。

- ・従来の実験用具に加えて、プロジェクタやディスプレイ、大判印刷機や3Dプリンターなどのデジタル機材を活用できるようにする。



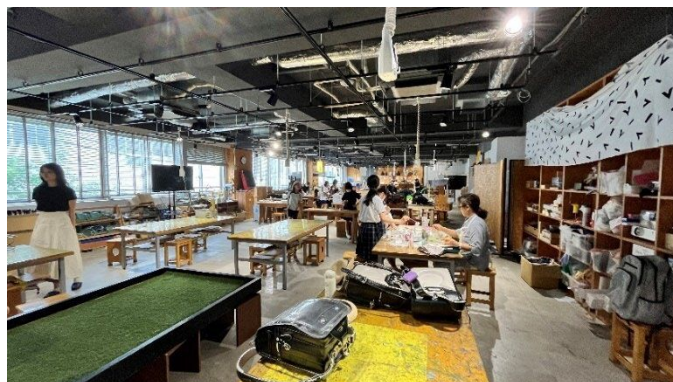
移動式実験台でフレキシブルに使える理科室

イ. アート&クラフト/アトリエ（図工・美術・被服）

- ・図画や美術、被服などのアートやデザインに取り組めるアトリエは、デジタルを含むさまざまな材料や道具を備え、それらを自由に選んで創作活動ができるようにする。授業の枠を超えてつくり続けることができるアトリエとする。
- ・アートを光の表現と捉え、光環境を大切にデザインする。

ウ. ものづくり工房（工作・技術）

- ・ものづくり工房は汚れを気にせず工作や木工・金工の作業が行えるように、屋外テラスと連続して使えるようにする。大人も十分に使える工作機械を揃える。安全対策として刃物等は適切に収納できるように配慮する。



さまざまな創作活動ができるものづくり工房

エ. キッチン（調理）

- ・調理と試食の場所を分ける。
- ・ランチルームを隣接し、一体的に利用できるようにする。

5章 整備方針



ランチルームとつながる調理スペース



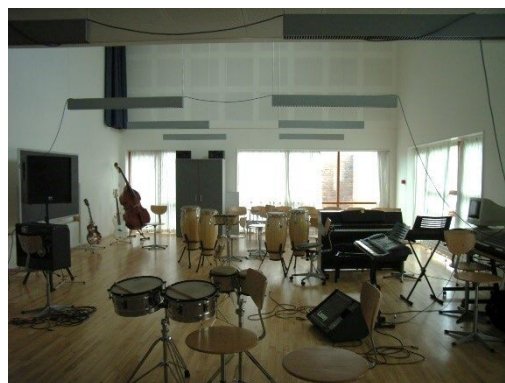
ランチルームとしても利用できる調理スペース

オ. ミュージックルーム（音楽）

- ・歌唱、演奏、リトミックなど音楽を体で表現できるようにする。
- ・良い音響空間とし、家具・備品を片付けてリトミックでも利用できるようにする。
- ・楽器を整理整頓できる収納スペースを楽器の移動に配慮して配置する。
- ・個人練習やパート練習が行える練習室を設ける。大きな音を出しても気にならない仕様とする。視認性を確保し、利用している状況が分かるようにする。



天井が高く開放的な造りの音楽室



楽器に親しめる音楽室



音が仕切れる練習室

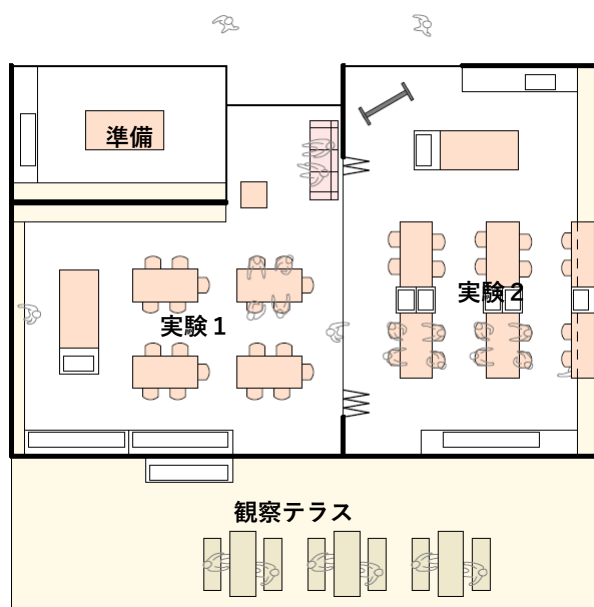
（２）今後の検討課題

- ・教科の枠組みを超えた特別教室の構成、教室数について、各教科の内容や活動形態、教科担任の人数、授業時数等を考慮しながら検討する。
- ・特別教室の地域開放における運営体制について検討する。施設計画では地域開放の際に管理上の工夫が行いやすいようにする。

ア．理科室の検討

- ・本計画では理科室を２室とすることが可能な面積を確保している。小中それぞれに必要という意見もあり、授業時数や教科担任数等を考慮して決定する。
- ・また平面計画において実験スペースの性格分けや一体的な利用、１室とした場合の計画可能性などを検討する。

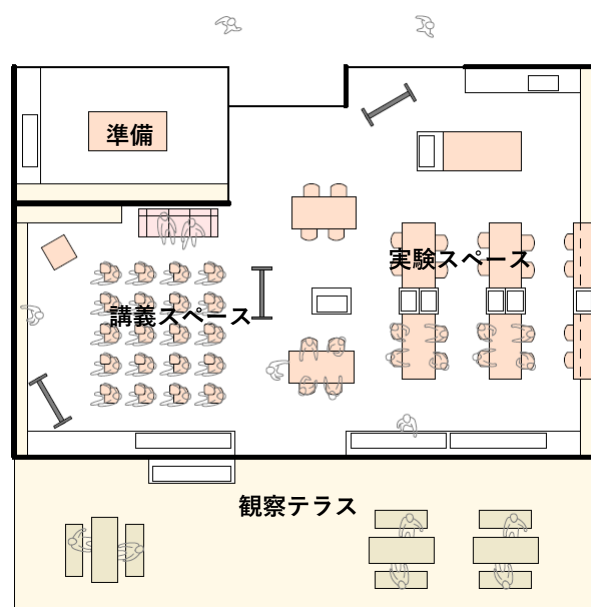
< ２室案 >



考え方

- ・移動式実験台の実験１と流しを固定した実験台の実験２で構成する
- ・実験１と２は直接つなげて一体的に利用できるようにする

< １室案 >



考え方

- ・メモ台付きチェアの講義スペースと実験スペースで構成する
- ・実験スペースには個人で実験もできる場所を用意する

図.理科室の計画例

5－２－５ 屋外教育環境・校庭

（１）整備方針

- ・校地の広さを活かし、多様な遊びや栽培、飼育活動が行えるようにする。
- ・土や水、樹木等の自然環境に直接触れ、自然と一体となって遊べる園庭、遊び場を設ける。

5章 整備方針

- ・自ら遊びを工夫したり、チャレンジしたりできる場、遊具を設ける。
- ・生命のすごさや食物の大切さを体験できる菜園や観察園、動物飼育スペースを設ける。



様々な遊び場所がある園庭



チャレンジできる遊具



起伏を活かした屋外環境づくり



周辺環境を活かした観察の森

(2) 今後の検討課題

- ・園庭や遊び場、菜園などは子どもたちと保護者や地域の人々と毎年アイデアを出し合い一緒に作っていく。
- ・遊びながら体力づくりができるよう斜面を利用したアスレチックコースなどをつくることも考えられる。

5-2-6 遊戯スペース・体育館・プール・校庭

(1) 整備方針

ア. 遊戯スペース、体育館

- ・認定こども園の遊戯スペースは保育スペースを補う遊び場、子どもたちが年齢を超えて出会う場として日常的に利用できる多目的なスペースとする。
- ・遊戯スペースの近くにトイレと流し場を備える。
- ・体育館は2つのアリーナを設け、それぞれ使い方が異なるアリーナとして体格が異なる子ど

もや町民のニーズに応えられるようにする。

- ・大アリーナは球技などスポーツ専用のアリーナとして環境を整える。
- ・小アリーナはステージを設けて舞台設備を整え、式典や発表の場、表現の舞台とする。



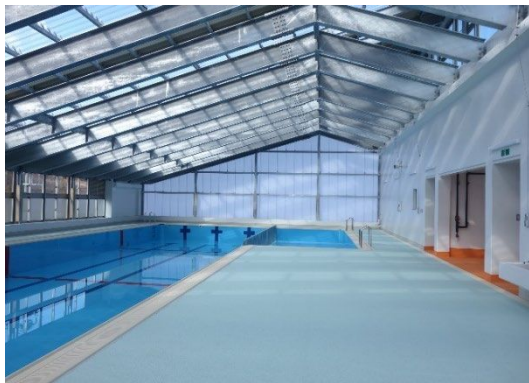
多目的に使える遊戯スペース



スポーツ専用アリーナ

イ. プール

- ・プールを設ける場合は体格差を考慮した水深設定を行う。
- ・屋根付きプールの場合には熱溜まりになることを避けて通風を確保し、直射光を避けることができる庇等を設ける。



屋根を設けた全天候型プール



オフシーズンは感覚遊具となる幼児用プール

ウ. 校庭

- ・校庭は町の屋外スポーツ施設としても利用できる広さと機能を備える。
- ・200mトラックと100m直線路が敷けるようにする。
- ・野球場とソフトボール場、サッカーコートが重ねて設置できる広さとする。
- ・テニスコートを2面設ける。
- ・遊具等が用意された遊び場を大切に捉え、屋外スポーツ施設とは別に設ける。

(2) 今後の検討課題

ア. 遊戯スペース、体育館

<遊戯スペース>

- ・軽運動スペースや多様な遊び場として位置付け、式典や集会などは他の施設を使うことが考

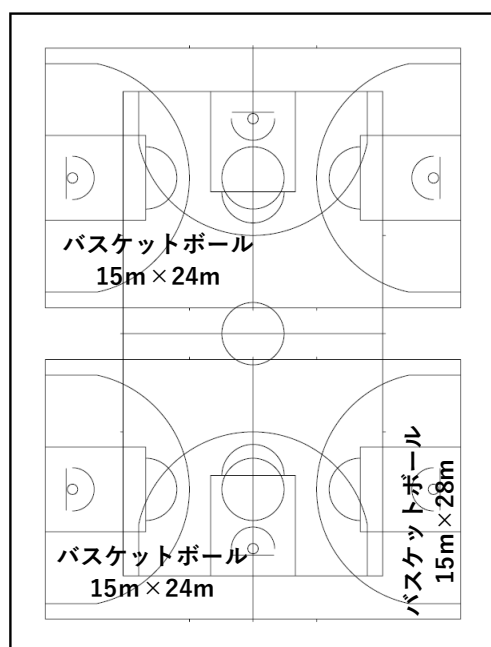
5章 整備方針

えられる。木登りややぐら、ボルダリングなど体力づくりも行える工夫をする。

- ・一時預かり保育など多目的に使えるように居心地の良いコーナーや小空間を組み合わせることも考えられる。
- ・放課後や休日にも利用できるようにし、保護者が子どもを連れて遊ばせたり、子育て交流スペースと連携して使えるようにしたりすることも考えられる。トイレ等の施設も利用できるようにする必要がある。

<体育館>

- ・大小のアリーナの使い方に応じて体育用具庫の面積や配置等を計画する。
- ・大アリーナは2階レベルにランニング走路を設けることや、観覧席を設けることも考えられる。計画面積の範囲内で検討する。
- ・従来の競技種目に加え、ダンスやボッチャ、インディアカなどニュースポーツに取り組めるようにすることも検討する。



考え方

- ・大アリーナはゴールまわりの正規ラインが引けるミニバスケットボールを2面置ける広さ
- ・小アリーナは柔道と剣道の試合が余裕をもって可能な広さ
- ・設計段階において他種目のコートを含めて検討し、計画面積の範囲内で各アリーナの広さを決定することが求められる

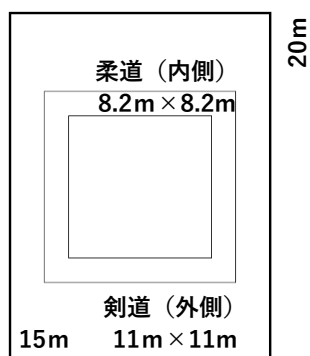


図.面積構成案における大アリーナと小アリーナの想定広さ



階段状の観覧スペースのあるアリーナ



左の壁面がミラー貼りの多目的室

イ. プール

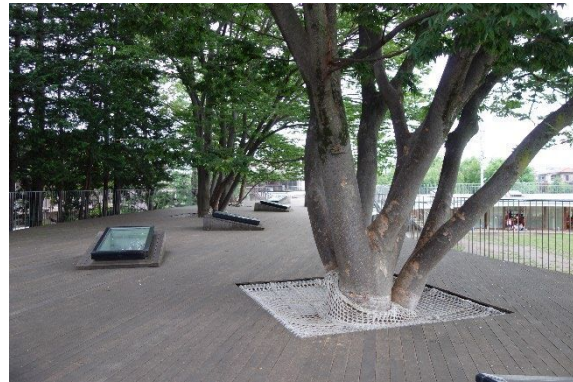
- ・温水プールとする場合は、地域に開放できるようにする。
- ・幼児が水遊びできるプールもしくは水遊び場を園庭などに設ける。
- ・プールの整備については水泳授業や公共サービスのあり方を含めて引き続き検討する。
- ・プールのコース数や小プールの設置の有無、屋根を設けて全天候型、温水プール化など、ランニングコストを含めて検討する

ウ. 園庭、校庭、その他の屋外運動スペース

- ・芝生化など舗装の選定に留意し、散水設備を設けるなどして砂塵の飛散防止対策を行う。散水は維持管理費を考慮し中水を利用することも考えられる。
- ・土手や階段状スペースなどスポーツ観戦ができる観覧場所を設ける。
- ・斜面を利用し、アスレチックコースや周辺の樹木を活かして木登りができるような環境づくりを行う。



土に触れられる斜面



木登りもできる屋上テラス



芝生化した校庭



キャンプもできる校庭

5-2-7 管理諸室

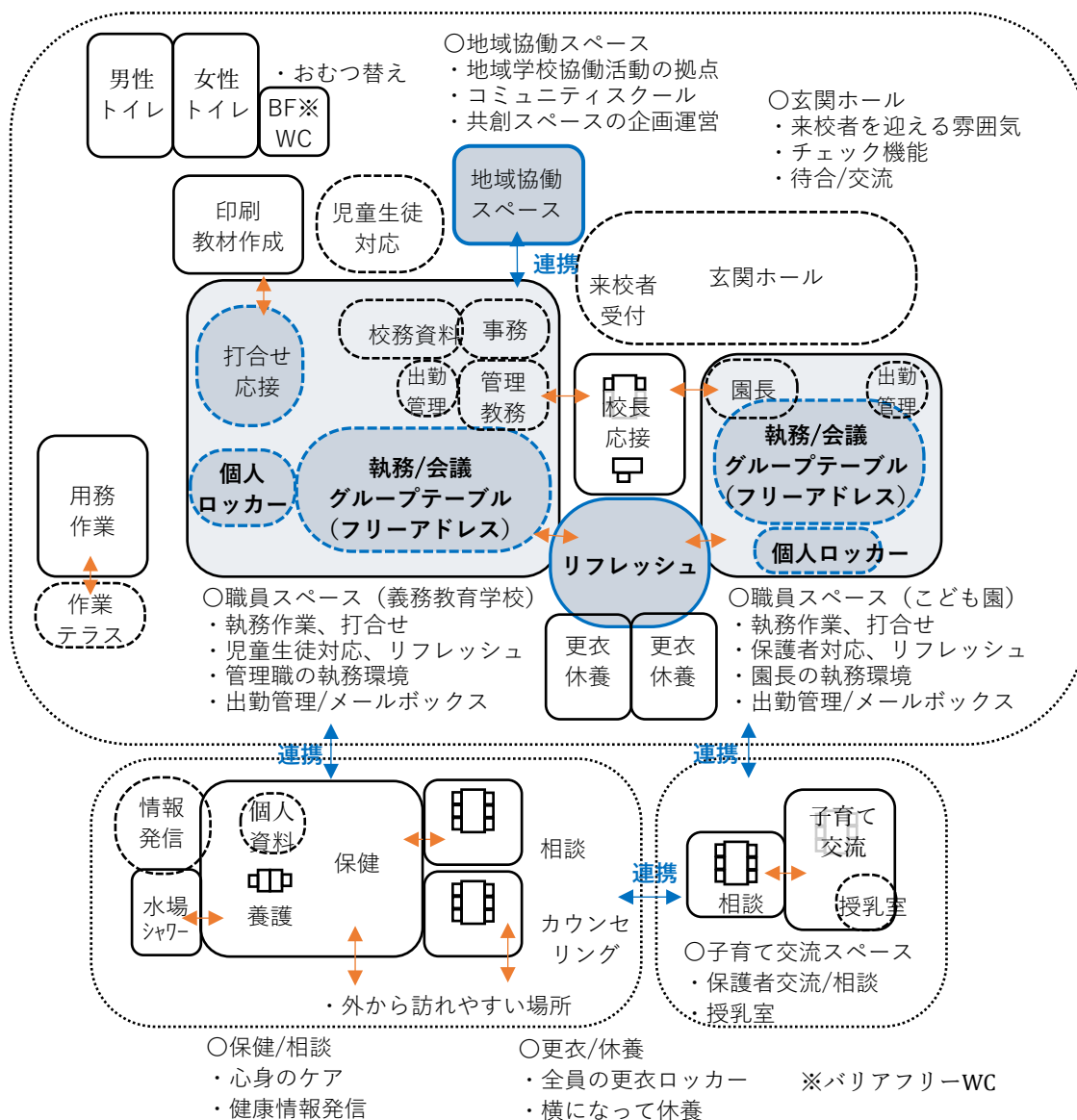
(1) 整備方針

ア. 管理諸室

- ・来園者、来校者を気持ち良く迎える受付スペースのある玄関ホールを用意する。

5章 整備方針

- ・教職員がストレスなく執務ができ、情報交換、打合せ、作業、教材作成とともにリフレッシュ、休養ができるスペースを設ける。
- ・ICTを活用し、校務DX化をすすめ、校務や研修、情報共有などが効率的かつ効果的に行えるようにすると共に情報セキュリティが確保できるようにする。
- ・教室等と行き来しやすく、使い勝手の良い動線計画や校舎内外の視認性を確保し安全対策を図りやすいようにする。

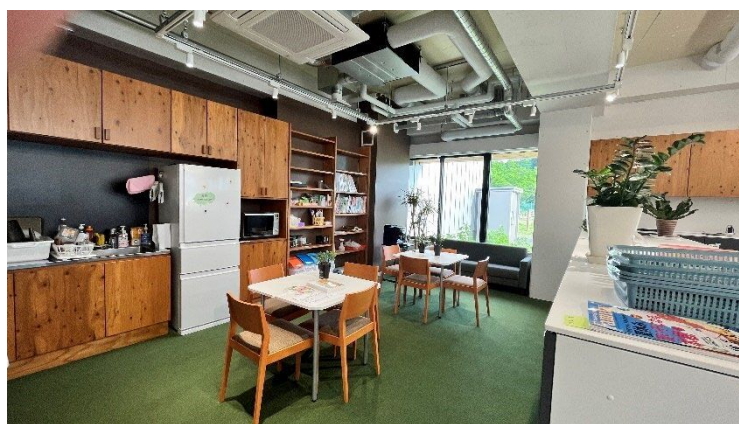




フリーアドレスの執務作業スペース



ハイテーブルの打合せスペース



キッチンのあるリフレッシュスペース

イ. 保健室・相談室

- ・怪我や体調不良への対応と共に、健康教育の拠点となるケアスペース（保健・相談）をつくる。
- ・児童生徒が訪れやすく、また管理諸室からも行き来しやすい位置とする。
- ・健康づくりに関する情報発信スペースを設ける。
- ・子育て交流スペースは、情報交換など連携しやすいようにする。



居心地の良い保健室、相談室

5章 整備方針

(2) 今後の検討課題

ア. 管理諸室

- ・ネットワークセキュリティに留意する。
- ・認定こども園と義務教育学校の連携のあり方について検討する。

イ. 保健室・相談室

- ・こども園の子どもたちの保健スペースとして受け入れることが可能か検討する。
- ・小中で分けてほしいという要望もあるが、9年間の成長段階に配慮し、小中一貫校として養護教諭が協力して、子どもたちに対応できるようにする。
- ・施設全体で子どもたちの健康教育を進めていく必要があり、そのためには就学前の保護者との交流の進め方を検討する。

5-2-8 放課後児童クラブ・子育て支援スペース

(1) 整備方針

ア. 放課後児童クラブ（アフタースクール）

- ・放課後児童クラブ室は学童の生活拠点と位置付け、ソファなどが置かれた居心地の良い場所とする。ランドセルなどの持ち物を置く場所と学童が過ごす場所は分ける。
- ・学校図書館や体育館は、放課後児童クラブや放課後子ども教室などの活動で日常的に利用できるようにする。

イ. 保護者交流/子育て支援スペース

- ・認定こども園はその役割として地域の子育て拠点となることから、保護者同士の交流や相談が気軽に行える環境とする。

(2) 今後の検討課題

ア. 放課後児童クラブ

- ・放課後児童クラブ室は、保護者等の活動場所として日中も利用できるようにする。
- ・子どもたちが窮屈な思いをしないよう、共創スペースとのつながりをもたせる。そのために運営体制の構築と合わせて検討する。
- ・共創スペースは、町民や企業、各領域の専門家等と連携し、多様な放課後活動のプログラムが実践できるようにする。



居心地の良い放課後児童クラブ



軽運動ができる場所

イ. 子育て交流スペース

- ・保護者同士が子育てについて情報交換したり、保育教諭や子育てを終えた世代に相談したりできる交流スペースとする。
- ・子どもが遊べ、居心地の良い場所とする。



保護者同士が気軽に交流できる子育て交流の場

5-2-9 地域連携スペース

(1) 整備方針

- ・地域と学校がつながり、協力して保育や教育ができる場づくりを行う。

(2) 今後の検討課題

ア. 文化継承・創造スペース

- ・子どもと大人が協力して双葉地域の伝統芸能や日本文化を継承し、未来の文化を創造するスペースを整備する。
- ・せんだん太鼓などの伝統芸能を行う場、郷土資料を展示する場、華道や茶道の場となる和の空間、もしくは町に由来のあるアーティストやデザイナーと一緒にものづくりを行える場と

5章 整備方針

する。その活用方法については設計段階で引き続き協議する。

- ・多目的に利用できるスペースとする。



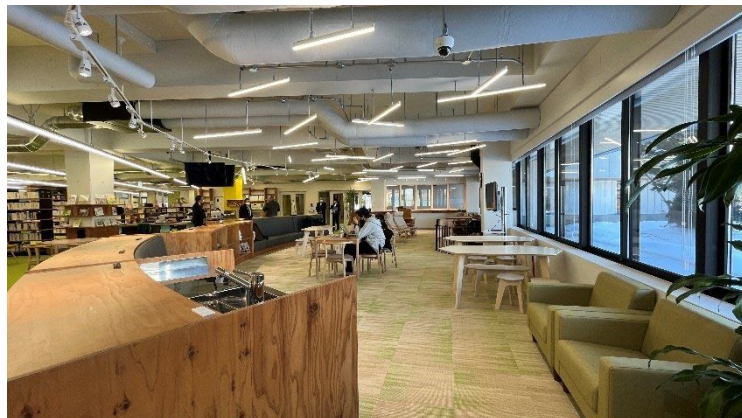
地域の伝統芸能を継承するホール



華道や茶道ができる和室

イ. 地域交流スペース

- ・図書館などの各種学校施設と連携し、日常的に軽読書、町民同士や学校との交流の場とする。
- ・地域の人々が気軽に訪れてくつろぎ、休憩し、人に出会い、町の情報が得られ、時にイベントの場所にもなる。
- ・キッチンコーナーを設け、お茶を飲めるようにすることも考えられる。
- ・保護者や町民のサテライトオフィスとして仕事ができるように公衆無線 LAN などのネットワークサービスを整備することを検討する。

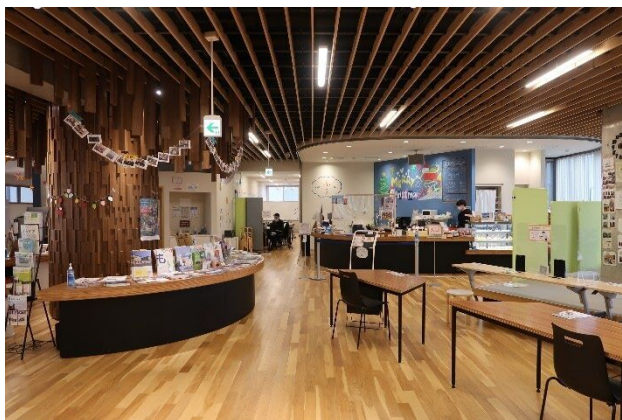


学校図書館の一角にある開放的な地域交流スペース

ウ. 地域協働スペース

- ・学校づくりと地域づくりをつなぐ地域コーディネーター等の活動拠点を設ける。
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の拠点ともなる。
- ・地域協働スペースは、共創スペースを構成する各スペースをつなぎ、新しい活動や新しいつながりを生み出す場として位置付ける。

- ・地域協働スペースを拠点とする組織について継続的に議論する。PTA や地域コーディネーター、まちづくり団体/会社などが考えられる。



地域と学校の共創スペース

5－3 地域と学校の共創空間

新しい学校施設は地域コミュニティの核と位置付けられる。そのためには地域の人々が気軽に足を向けられる施設とする。従来の学校開放における団体貸出から一步進め、寛げる環境で休憩したり、交流したりできる工夫を行う。そのためには地域住民を迎え入れるエントランスホールや、地域住民の居場所として「地域交流スペース」を設けることが考えられる。

学校図書館を地域住民も利用でき、さまざまな世代が同じ空間で過ごすことにより、自然に触れ合い、住民意識が高められるようにする。

特別教室や文化伝承・創造スペースは、地域と学校が協働、共創する場となるよう目指す。

以上を実現するためにはセキュリティ対策に万全を期すことが求められる。防犯環境設計の考え方を取り入れ、デジタル技術も活かしながら安全管理運営体制を整える。

(1) 整備方針

- ・学校専用スペースと共創スペースをゾーニングで分け、その間の出入りを管理できるようにする。児童生徒は自由に移動できるようにし、開放利用者は専用スペースに入れないようにする。
- ・放課後児童クラブは共創スペースのゾーンに配置し、放課後や休日に活用できるようにする。
- ・デジタル技術を活用し、施設予約の簡略化、予約状況の可視化等のシステム構築も検討する。
- ・施錠・開錠の電子化や、遠隔制御システムの導入などにより開放管理の省力化を図る。

(2) 防犯・安全対策の考え方

共創スペースの活用を図るための防犯・安全対策の考え方を整理する。

ア. 視認性の確保

- ・死角をなくし、学校全体及び校内への出入りに対して視認性を確保する。
- ・教職員や支援員などの居場所を校内の適所に配置し、大人の目が行き届くようにする。
- ・内外共にやむを得ず死角となる箇所には防犯カメラを設け、抑止効果を高める。
- ・地域交流スペースや学校図書館の閲覧スペースなどを地域に開き、人が集まる場所とする場合は特に視認性を高める。

イ. 領域の明確化

- ・学校専用スペースと共創スペース（施設開放・地域連携）の領域を明確に区分けする。
- ・領域間は死角をなくし、視認性を高める。

ウ. アプローチの制限

- ・アプローチを明確にし、学校と地域で訪問者の識別がしやすく、利用者にとっても分かりやすいアプローチとする。

（３）今後の検討課題

ア．共創スペース（施設開放スペース）の管理運営体制の構築

- ・学校教育活動に支障のない施設の開放管理・運用の仕組みをつくる。
- ・地域開放をきっかけとして、地域住民や各団体と学校の協働体制の強化を図るために、地域と学校をつなぐ人的配置を検討する。
- ・共創スペースは日常清掃を含む管理運営方法を設計・建設段階でさらに検討する。

イ．通学路の安全性向上など周辺環境整備

- ・歩道を整備し、夜間でも明るくなるように十分な照度の街路灯を設ける。
- ・周辺の雑草を刈り樹木を間伐し、見通しを高める。
- ・校内から通学路の様子が把握できるようにする。必要な箇所には防犯カメラ等の接地も検討する。

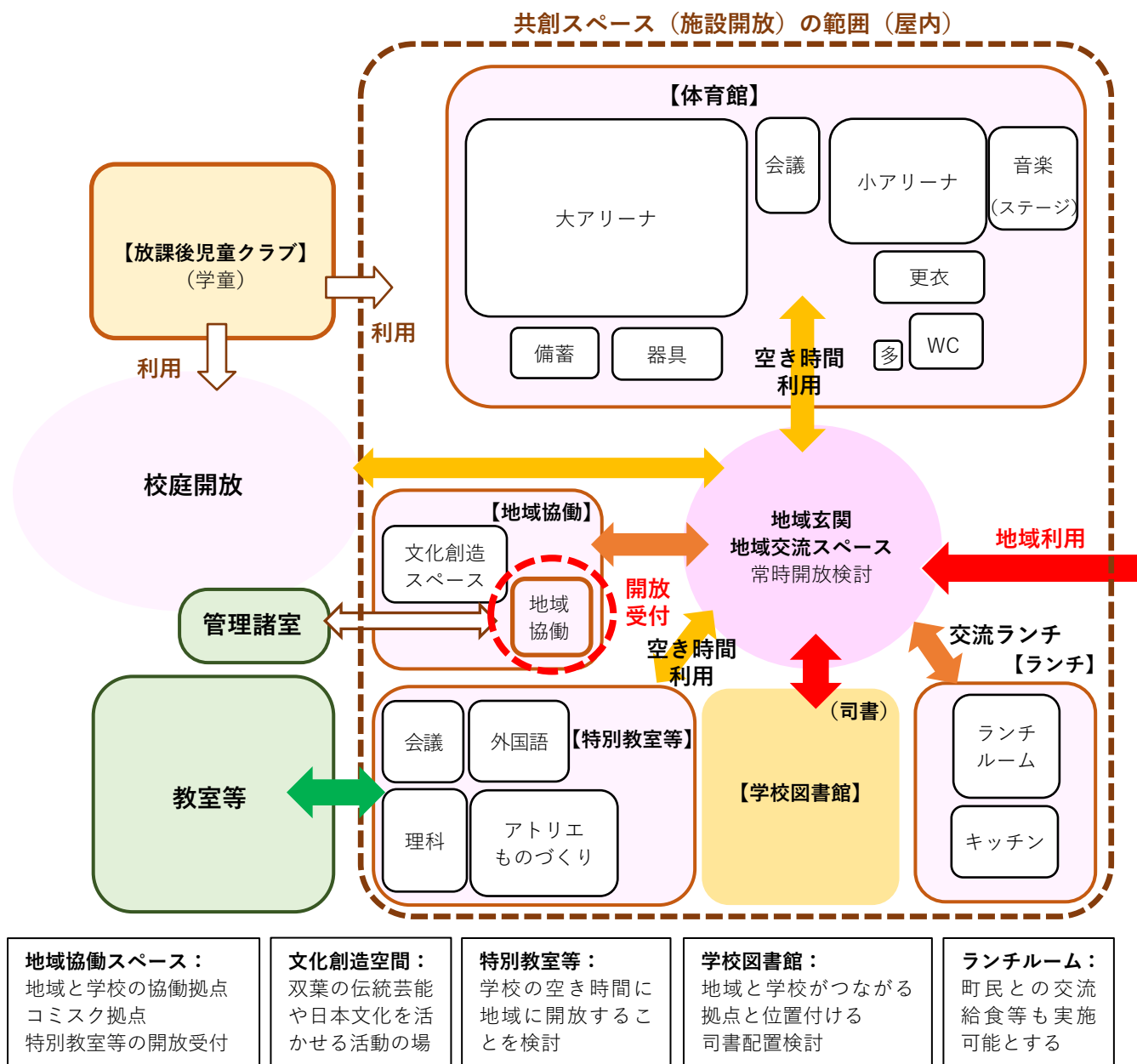
ウ．デジタル技術の活用

- ・児童生徒がセキュリティラインを移動できるようにするために、顔認証キーの導入などデジタル技術の活用も検討する。



図．顔認証キー

放課後児童クラブ： 共創空間も活動場所として位置付ける	大アリーナ： 球技、多様な運動	小アリーナ： ダンスや武道、軽運動、集会利用等	地域交流スペース： 目的がなくても過ごせる居心地の良い設え
---------------------------------------	---------------------------	-----------------------------------	---



← → ← → ← → ← → ：セキュリティチェックポイント（それぞれ確認方法が異なる）

図.共創スペースの安全配慮（案）ダイアグラム

5 - 4 避難所計画

災害時における新しい学校施設の役割は第一に子どもたちと教職員の生命を守り、心身ともに安全に過ごせる場所を保証することである。指定避難所と位置付けられる場合は地域住民などの避難所として地域の安全を支えることである。

新しい学校施設は指定避難所になる可能性が高いことから、避難所機能を確保することが求められる。

また東日本大震災及び原発事故の教訓をふまえ、避難所機能を強化するとともにその機能を見える化し、日常訓練や防災教育の教材としての役割を果たす必要がある。

帰宅困難者の居場所や児童生徒の安否確認などについても施設面の課題となる。ここでは大規模災害時の避難所となる新しい学校施設の考え方をまとめる。

(1) 整備方針

ア. 安全・安心な避難所の確保

- ・国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（統一基準）」におけるⅡ類とし、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする
- ・非構造部材や家具転倒防止策を含めて、施設設備の十分な耐震性を確保する
- ・安全かつ迅速に避難できる避難経路を確保する
- ・バリアフリー対策や災害時も清潔に使えるトイレなど、避難生活における QOL を確保する
- ・エネルギーが途絶えても必要最小限の快適性が確保された避難所とする
- ・原子力災害における一時避難所としても利用できるようにする
- ・幼児児童生徒とその保護者が安全に過ごせる場所を確保する
- ・避難所運営スペースを職員室とは別に設け、学校は園児児童生徒の安全確保に努めることができるようにする

イ. 多様な避難者を受け入れられる避難所

- ・高齢者や妊婦、乳幼児等が安全に過ごせる居場所を確保する
- ・負傷者対応や感染症対策ができるように複数の避難スペースを用意する
- ・寝たきりやエコノミークラス症候群を予防するため、談話スペース、運動スペースを確保する

ウ. 学校の早期再開が行いやすい施設計画

- ・災害フェーズ（※）に応じて避難所を縮小できるように、必要なスペースと機能を備える
- ・地域の避難所と学校専用スペース（教室・職員室等）が使い分けられるようにする

エ. 町全体の防災力を高める連携・協働

- ・町庁舎や医療機関、福祉施設等の関連施設と情報連絡回線を整え、連携が図りやすいように

する

- ・安否確認など避難者の所在や連絡、災害情報の共有が行いやすいようにする
- ・避難所として学校施設を利用する際の学校と地域、行政の役割分担を明確にする
- ・学校を中心としたコミュニティづくりを進め、町全体の防災力を総合的に高める

※災害フェーズ： 救命避難期、生命確保期、生活確保期、 教育活動再開期

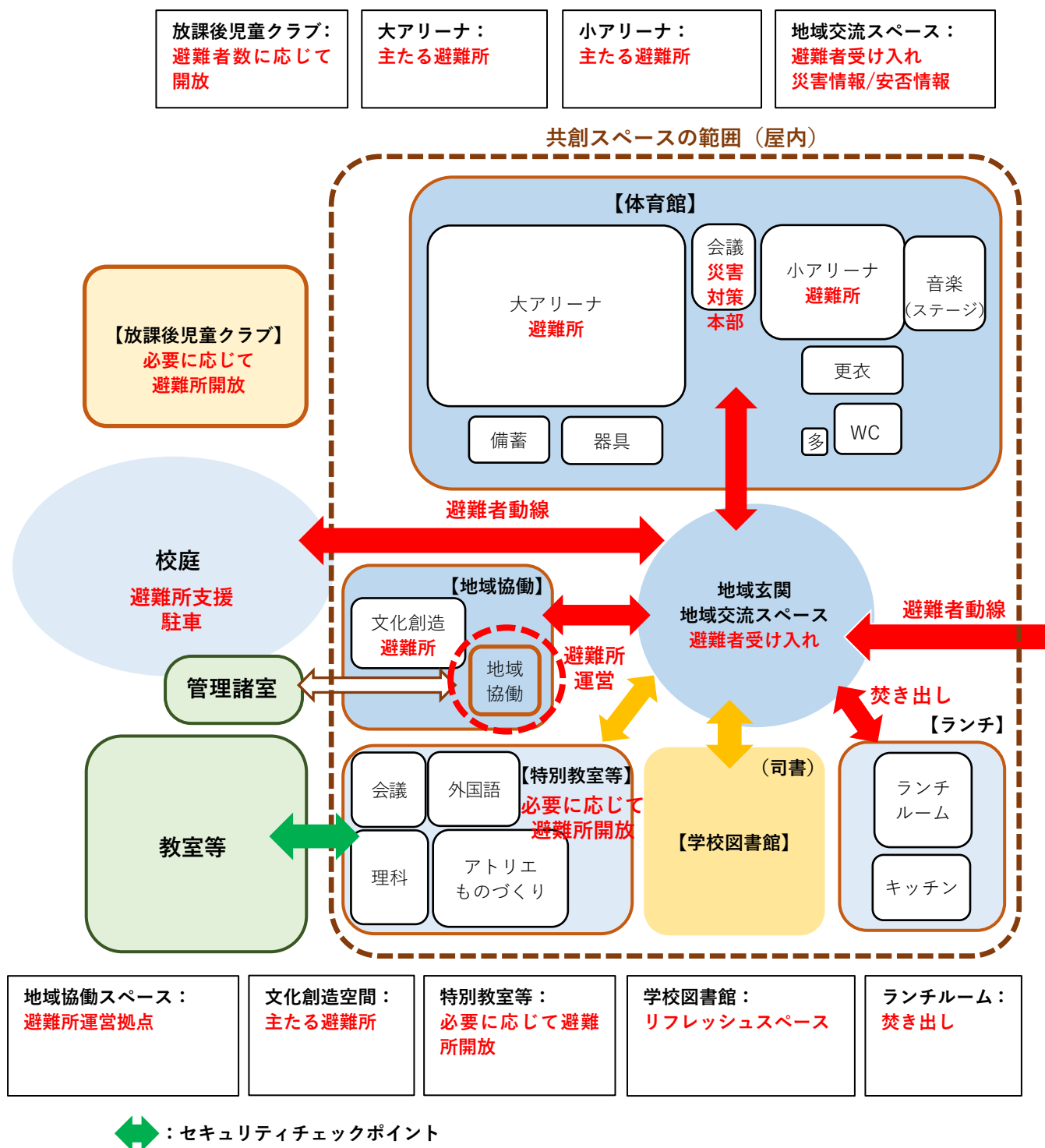


図.避難所計画（案）ダイアグラム

5-5 地球環境との共生とサステナブルデザイン

地球規模の気候変動、新型感染症、急激に進む世界の人口増や貧困問題など、多種多様な世界的課題に対して、私たちの社会がどのように取り組んでいくか問われている。

2015 年の国連において、2030 年までに達成すべき「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」が全会一致で採択された。人類がこの地球で暮らし続けていけるための 17 の具体的なゴールと 169 のターゲットが掲げられている。「だれひとり取り残さない」という SDGs の設立理念の下、大きなエネルギーを消費する建設事業と施設運用に際して整備方針を定め、今後の検討課題を整理する。

(1) 整備方針

- ・長寿命化を図り、「100 年使い続けられる」施設を目指す。
- ・高气密・高断熱を施し、施設の基本的な環境性能を高める。
- ・省エネ設備を導入するなどして省エネ化を図り、ZEB（ゼロエネルギービル）Ready（※）を目指す。
- ・エコスクールとして、省エネの運用と効果が分かり、環境教育に活かせるようにする。
- ・そして、持続可能な社会の形成に資する学校施設とする。

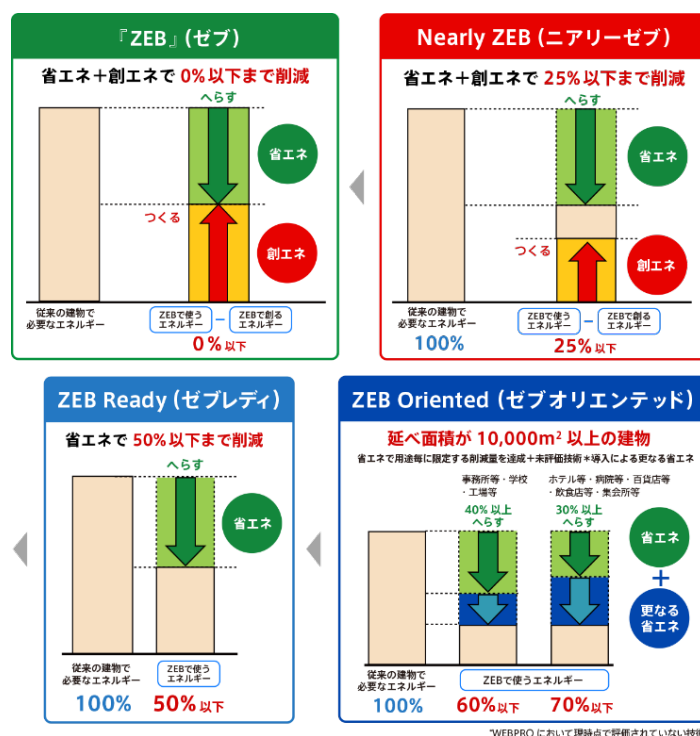


図.ZEB の定義

※再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量（建築物省エネ法で地域や建物用途、室使用条件などにより定められている消費量）から 50% 以上（ $BEI \leq 0.50$ ）の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物

(2) 施設の長寿命化

これまでの学校施設は40～50年で建て替えられてきたが、今後は少なくとも80～100年は使い続けられるようにすることが望まれる。そのためには、①十分な耐震強度と耐久性を持つ構造躯体とすること、②変化に対応できるフレキシブルで拡張性のある施設とすること、③予防保全を中心とした適切な維持管理が継続して行えるようにすることが求められる。

- ①については、設計段階で大地震にも十分に耐えられる耐震性とコンクリート強度の確保、雨掛かりなど劣化しやすい箇所・部位の対策、工事段階では品質管理を徹底すること等が求められる。
- ②については、将来の用途変更や間取りの変更が行いやすいように間仕切は極力耐力を負担しない乾式壁を採用すること、設備の機器や配管の更新が行いやすい設備設計とすることが求められる。
- ③については、定期点検を徹底し、劣化箇所の早期発見と対策措置を講じることや劣化要因となる屋上の樋の清掃等を行うこと、配管等を含む設備や衛生器具の更新を中長期スパンで計画的に行うことなどが考えられる。

そして、地域の人々が使い続けたいと思ってもらえるような愛される建築デザイン、空間の質を確保することが求められる。

(3) エコスクールとサステナブルデザイン

ア. エコスクール

文部科学省では、地球環境に配慮した学校づくりを「エコスクール」として推進している。

●施設面・・・やさしく造る

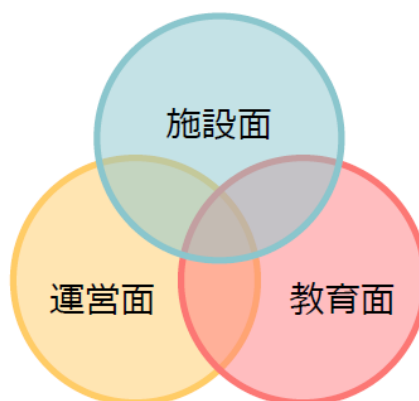
- ・学習空間、生活空間として健康で快適である。
- ・周辺環境と調和している。
- ・環境への負荷を低減させる設計・建設とする。

●運営面・・・賢く・永く使う

- ・耐久性やフレキシビリティに配慮する。
- ・自然エネルギーを有効活用する。
- ・無駄なく、効率よく使う。

●教育面・・・学習に資する

- ・環境教育にも活用する。



出典：文部科学省

図.エコスクールの考え方

エコスクールは、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、施設を環境教育の教材として活用し児童生徒の環境教育に資するものであり、地域社会の環境教育の発信拠点として先導的な役割を果たすものである。

新しい学校施設は、児童生徒が安心・安全に生活でき、快適で環境負荷の少ない学校とする

必要がある。そのためにも、現在の気候風土や立地条件を把握し、日当たりや風通し、断熱性・気密性の確保が重要である。設計段階において、現況を調査し、それらをふまえた計画・設計としていくことが求められる。

イ. サステナブルデザイン

国際 NGO The Natural Step は、持続可能な社会の条件として「4つのシステム条件」を定義している。

- (1) 自然の中で地殻から掘り出した物質の濃度が増え続けない。
- (2) 自然の中で人間社会が作り出した物質の濃度が増え続けない。
- (3) 自然が物理的な方法で劣化しない。
- (4) 人々が自らの基本的ニーズを満たそうとする行動を妨げる状況を作り出してはならない。

本計画においても、自然環境との関わり合いの中で生き、自然を劣化せず、自然と永く共生できる施設を造ることが求められる。

(4) エコスクールの設計

エコスクールとするための今後の検討課題を示す。

ア. 地場産木材の活用

- ・福島県産木材を積極的に学校施設に利用する。校舎を木造化して木材使用量を増やす。設計段階では実際に必要となる木材量を把握し、産地の森林組合等と協議し供給量を確保する等の調整が求められる。
- ・森林保全のための伐採後の植樹活動を児童生徒とともに行うことも考えられる。

イ. 自然エネルギーの活用

(ア) 自然採光・自然通風・太陽熱・地中熱利用（パッシブデザイン）

- ・中庭などを設け、施設全体を自然採光で明るく風通しのよい環境となるようにする
- ・温度差換気等により計画的に自然換気を図り、地域の気候風土をふまえて夜間冷気を取り入れるなど冷房負荷を低減する。
- ・トップライトやハイサイドライトを設置する際には開口部の点検に配慮する。
- ・太陽熱集熱器を屋根等に設置し床暖房に活かしたり、安定した地中熱を活かして冷暖房負荷を低減したりすることが考えられる。

(イ) 環境負荷低減設備の導入（アクティブデザイン）

太陽光発電・風力発電

- ・太陽光発電パネルや風力発電システムは周辺環境をふまえ、設置位置や設置角度を確定すると共に、本体荷重をふまえた構造計画、使用室・使用範囲、費用対効果等に配慮する。

ウ. エネルギー負荷の低減・省エネルギー型設備の導入など

(ア) 断熱・気密性能の向上

- ・地域性や利用実態に応じた適切な断熱方法を採用することで冷暖房負荷を抑制し快適な温熱環境を維持できるようにする。
- ・開口部には複層ガラスや断熱サッシを採用する。

(イ) 日射・日照等の調整

- ・庇の設置により夏期の直射日光を遮蔽し良好な室内環境を維持するとともに冷房負荷の低減を図る。
- ・壁面緑化や屋上緑化は熱負荷低減効果が期待できる。その場合水やりなどのメンテナンス方法を合わせて考慮する。

(ウ) 省エネルギー型設備等の導入

- ・省エネルギー型の照明器具や冷暖房設備を導入する。
- ・太陽熱や地中熱（地下水）などのパッシブデザインを組み合わせ、低中温域の送水による輻射冷暖房により、活動域の快適な温熱環境を生み出すことが考えられる。
- ・実際の利用形態に応じた設備の設置計画を行い、運営による削減効果を図るとともにその効果をデジタルで「見える化」することが考えられる。

エ. 雨水/中水利用・リサイクル材等の利用

(ア) 雨水/中水利用

- ・屋根集水などにより雨水利用を図る。
- ・浄化槽を活用し、水資源の再利用を図る。
- ・節水型の水栓やトイレ洗浄方式を採用するなど節水対策を徹底する。
- ・再利用の用途を設定し、再生利用水の誤飲防止に配慮する。

(イ) リサイクル建材の利用

- ・建材の仕様については、リサイクル建材の利用促進と同時に、使用範囲や耐久性、価格等と合わせて検討する

オ. コスト低減

- ・持続可能な学校施設とするためには、経済性を考慮しコストを低減することが求められる。基本となる建築性能を確保し、パッシブデザインで消費エネルギーを低減することでランニングコストを抑え、建設後も良好な教育環境を長きにわたって使い続けていけるようにする。
- ・また適切な時期に設備等の適切な更新を行うために長期修繕計画を立て、それを実行することが求められる。

5－6 教育 DX と施設計画

GIGA スクール構想により児童生徒一人一台の端末利用と高速大容量の通信ネットワークをベースにした ICT 環境整備が整った。こうしたリソースを活かし、発達するビッグデータや AI の活用も視野に入れた柔軟な発想による教育 DX（デジタル技術を活かした学びの変革）が求められる。そのためには学校全体の取り組み体制と DX を支援する外部アドバイザーの登用などによりシステム運用の工夫を組織的に高めることが求められる。

今後はインターネットを介してソフトウェアを利用する SaaS（Software as a Service）が主流となることを想定し、インターネット接続方法が集約拠点を介するものから校外を含みリモート接続を可能とするクラウドベースのネットワーク構築に切り替えるなど、より柔軟な運用を可能とする基盤整備が必要となる。

ネットワーク構成も従来の校務系と学習系を利用端末に及ぶまで論理的・物理的に分離する発想から、ネットワークシステムを一本化した上でユーザーの多要素認証やアクセス制御、不審行動の遮断などのソフトウェアベースでセキュリティを確保する方向に変わることや、設備制御や防犯カメラなどのセキュリティシステムにおいても遠隔監視が主流となることを想定し、新しい学校のネットワーク構築においてはその影響を考慮して計画する。

（1）ICT 環境整備

新しい学校施設は将来の発展性を備えた基幹ネットワークを構築し、教育のデジタル環境整備に留まらず、施設管理や防犯対策、地域開放、省エネ対策など多岐に渡り ICT/IoT を積極的に活かせる環境整備を目指すことが求められる。

設計段階では次に示す ICT 環境整備について検討を進める。

ア. 児童生徒の個別最適な学びを支える

（ア）一人ひとりの確かな学びと成長を支える

- ・ 幼少期からの学びの履歴（ポートフォリオ）を記録し、大人になっても自分の成長を自分で振り返ることができる個人中心の育成をサポートする。
- ・ アバターロボットなどのデバイスのリモート運用で病欠や不登校など児童生徒の状況に応じた教育活動につなげる。

（イ）デジタルリテラシーを高める

- ・ プログラミング的思考能力の育成などに資する教材開発とその運用を通じた改善を継続的に行う。
- ・ 3D プリンターや NC ルーターなどの出力デバイスを活用した創作活動を通して、体験的にデジタルリテラシーを高める。
- ・ またその取り組みに必要な人的サポート体制を検討する。

イ. 協働的な学びを支える

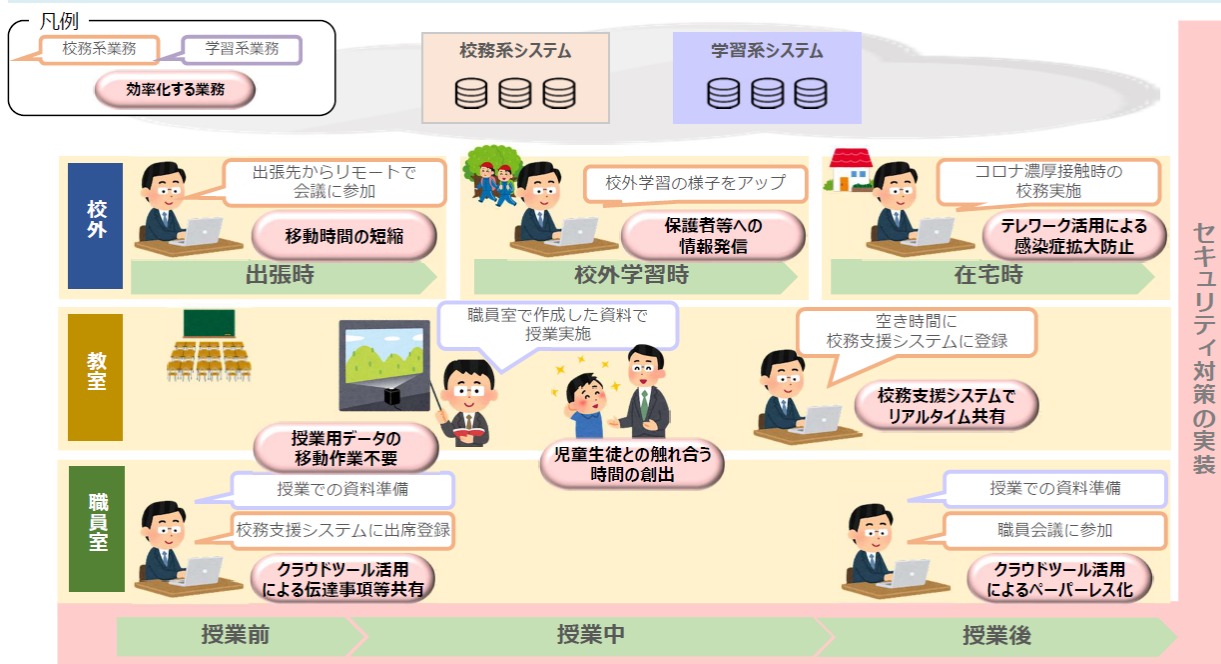
(ア) 多様な文化的背景や価値観を持つ教育人材登用に資する

- ・世界と交流できるビデオ会議システムや Web を介したゲスト Teacher の招聘などを行う。

(イ) 豊かな体験活動に資する

- ・超短焦点プロジェクタ/大型ディスプレイ等の大型教材提示装置の導入を図る。
- ・VR/AR ゴーグル等の先進技術にも触れられる機会を提供する。

- 校務系・学習系ネットワークの連携は、教職員が時間や場所にとわれない柔軟な働き方を実現できる土台になる
- いつでもどこでも安全に業務を遂行できる環境や基盤作りが、教員の負担を軽減し教育の質向上につながる



(校務系・学習系ネットワークの連携に関する実証研究事業 (文科省) 成果報告会 2023.3.9)

図.校務系・学習系ネットワークの連携による働き方改善イメージ

ウ. 教職員の働き方改革を支援する

(ア) 現状の課題に応えられる校務支援/学習支援システム

- ・校務系・学習系ネットワークの分離による不都合の改善を図る。具体的にはゼロトラストセキュリティの導入を検討する。

(イ) 施設管理の効率化

- ・日常的な施錠管理等の作業効率化を目指し、デジタルキーによる集中管理や顔認証などの生体認証キーの導入について検討する。

エ. 地域連携や学校施設開放の利便性を高める

(ア) 分かりやすく使いやすい予約システム

- ・ Web を活用し、開放施設の空き状況の確認や開錠施錠のリモート化などを行い、利便性の向上と学校負担の軽減を図る。

(イ) 学校と地域双方の利便性を高めるシステム導入

- ・ 蔵書管理や排架の効率化を考慮し IC タグやカメレオンコード等のデジタル技術を導入した図書管理システムの採用を図る。

オ. 防犯・安全対策に資する

(ア) 不審者対応など防犯システムの構築

- ・ センサー付き防犯カメラの導入などにより不審者対策を強化する。
- ・ 校内だけではなく、アクセス路などにも設置することを検討する。

カ. 施設維持管理・省エネ対策に資する

(ア) 施設の点検や修繕を効率的に実行できる維持管理システム

- ・ 施設の定期点検による老朽化状況をデータベース化し、建物カルテとして施設の修繕計画に活かす。
- ・ 設計段階から BIM (Building Information Modeling※) を採用し、竣工後の建物情報として不具合箇所等の分析や施設の更新に役立てる。

※ 3次元のデジタルモデルに仕上げや設備、コスト情報を追加し建築物のデータベースとする技術

(イ) 消費エネルギー解析に基づく自己最適化システム

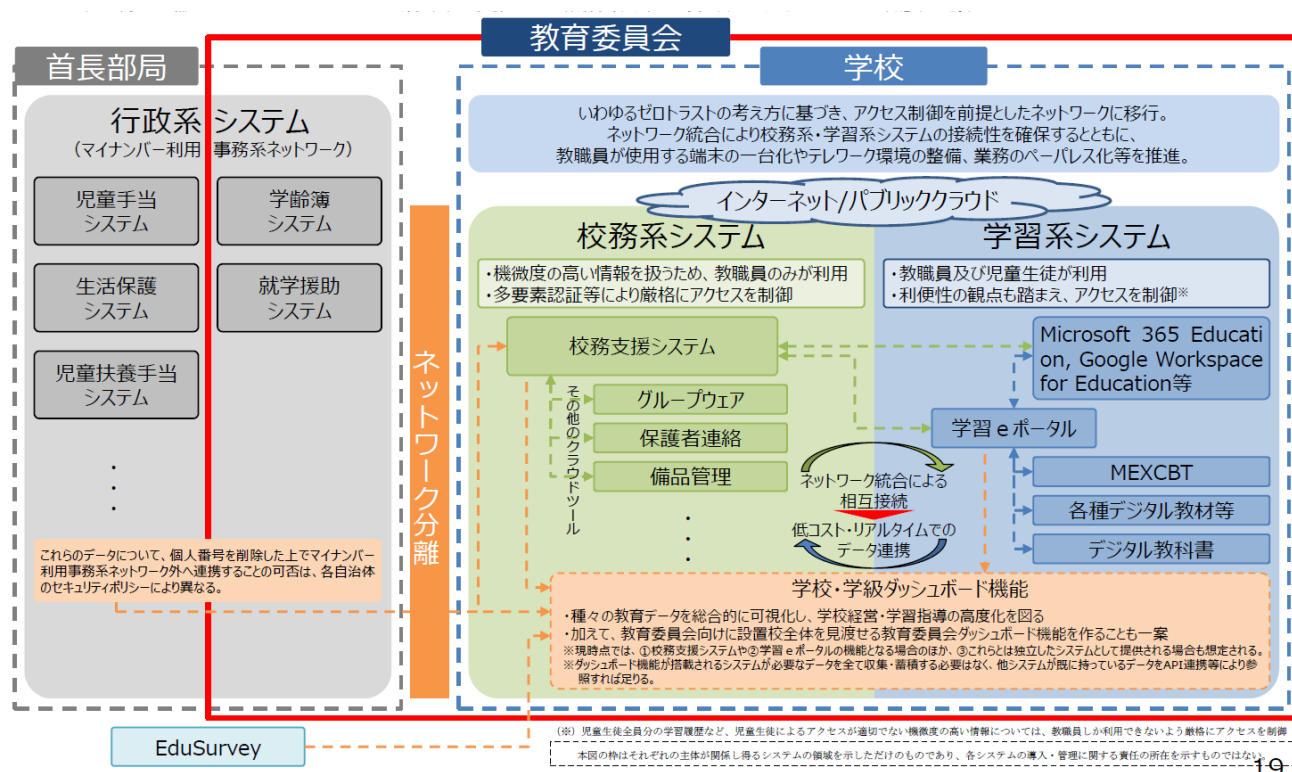
- ・ ネットワークを介して教育委員会事務局で消費エネルギーを一元管理する。
- ・ 冷暖房等の設備機器をインターネットに接続し (IoT)、消費エネルギーを「見える化」してそのデータを環境教育教材として活かせるようにするとともに、AI による気象情報データ等の解析に基づく運用により省エネ対策を図る。

(2) 整備に向けた検討課題

ア. 情報技術の発展をふまえた基盤整備

- ・ 新校におけるネットワーク整備は数年先となる。その間もデジタル技術の発達が進むため、現時点の取り組みに留まらず、将来性をふまえた整備計画を立てる必要がある。
- ・ 従来のオンプレミス方式のネットワークからパブリッククラウドベースのネットワークに変わる可能性が高いことから、ゼロトラストセキュリティ等の導入について検討する。
- ・ 文科省では「GIGA スクール構想の下での校務 DX について」を令和 5 年 3 月に公表している。ダッシュボード機能を活用した教育データの分析と教育活動への利活用や学習系と校務系のネットワーク統合を前提とした次世代校務システムに言及している。新しい学校施設で

はこうしたシステム構築を見据えた整備計画を立てる。



(GIGA スクール構想の下での校務 DX について 令和5年3月 文科省)

図.次世代校務 DX を支える ICT 環境イメージ

イ. 人的体制の構築

- ICT/IoT の活用には ICT に長けたファシリテーター、アドバイザーの支援が求められる。文科省の学校 DX 戦略アドバイザー事業等から人的支援を受けることなどを検討する。

6 章 配置計画

6－1 配置計画の方針

(1) 配置計画の条件

ア. アプローチ

- ・現在と同様に東側道路をメインアプローチとし、高低差を解消できる位置に正門を設ける。

イ. 校庭

- ・200mトラックと100m直線路を確保する。
- ・サッカーコート、野球場とソフトボール場を重ねて確保できるようにする。
- ・テニスコートは2面以上確保する。

ウ. 園庭

- ・校庭とは別に確保する。

エ. 駐車場・駐輪場

- ・駐車場は教職員用、来客用、地域利用者用として80台確保する。
- ・バリアフリー対応の駐車スペースを確保する。
- ・生徒と保護者・地域利用者の駐輪場を確保する。必要台数は基本設計で設定する。

なお、これらの条件については基本設計において引き続き検討する。

(2) 配置計画の方針

検討委員会等の意見をふまえて配置計画の方針を次に定める。

ア. 校舎配置、形状

- ・高台にあることを活かし、町の復興のシンボルとなるデザインとする。
- ・校舎等には中庭や前庭等を設けて自然通風や採光を活かせるようにする。
- ・接地性を高め、低層を基本とする。
- ・雨漏りや雨溜まりが起きにくく、メンテナンスが行いやすい屋根形状とする。
- ・立地の緯度や方位を考慮し、軒を深くするなどして日照調整を行う。
- ・園舎や校舎から園庭や校庭に行き来しやすいよう配置する。

イ. アプローチ

- ・児童生徒や地域利用者にとって分かりやすく、安全なアプローチ空間とする。
- ・アプローチから校舎内の活動の様子や人の動きが見えるようにし、利用者を誘い込むようなデザインとする。

6章 整備方針

- ・また校舎内からアプローチの様子が把握できるようにする。
- ・メインアプローチの他に、法面に階段を設けるなどして校地を訪れることができるサブアプローチを設ける。

ウ. 校庭・園庭

- ・成長段階の異なる子どもたちがそれぞれ安全に遊び、運動できるように活動領域を確保する。
- ・冬季の卓越風による校庭の砂塵の飛散防止に留意する。

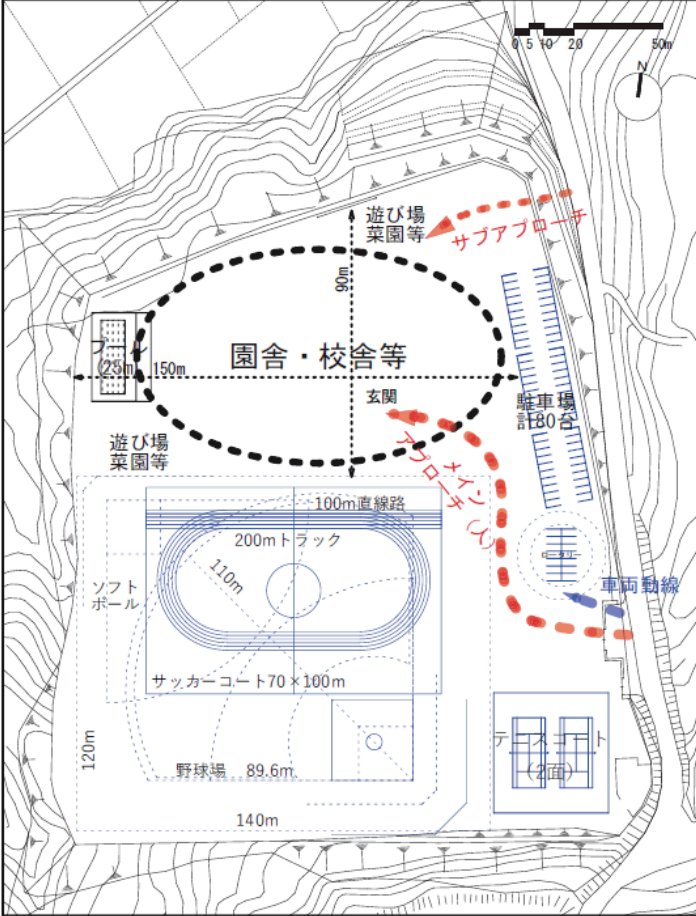
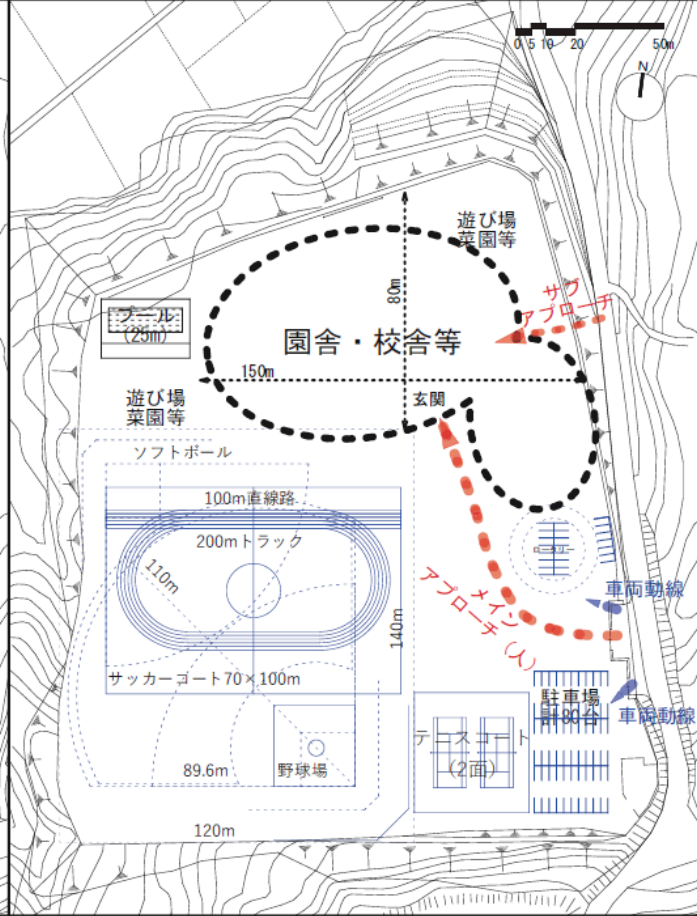
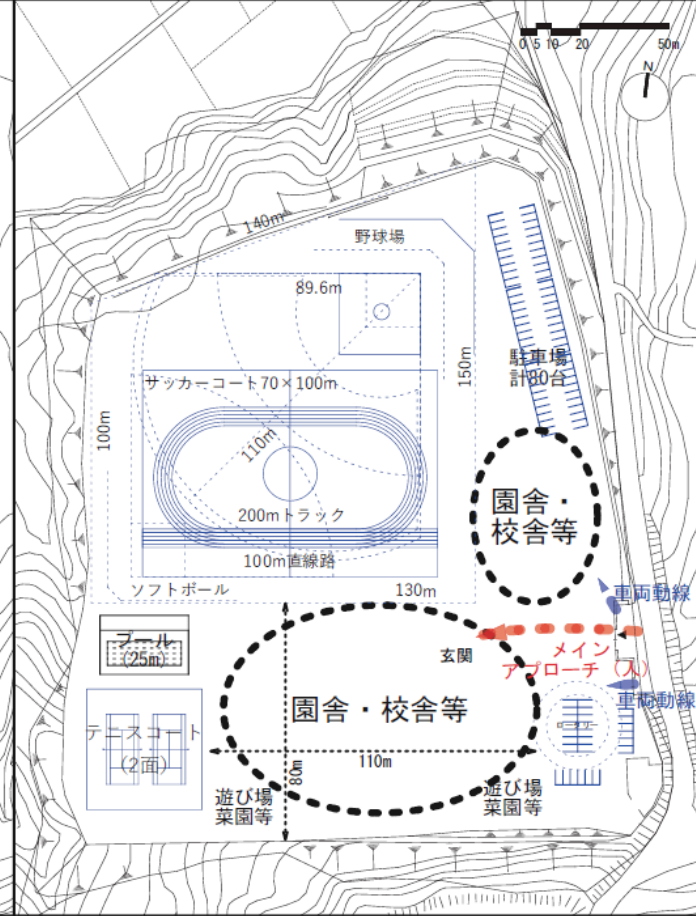
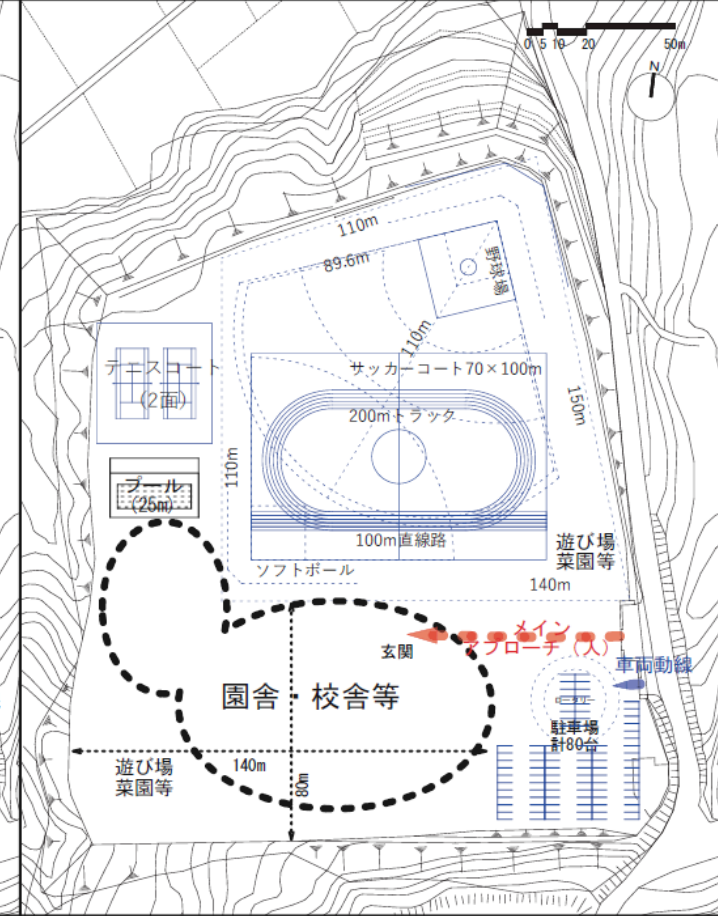
エ. 屋外教育環境

- ・様々な作物、動植物を育てられる畑地や観察園を設ける。
- ・校地の既存樹木を学習材として、里山を適切に保全する活動に取り組めるようにする。
- ・開校後も継続的に生産活動や保全活動、遊び場づくりなどが地域住民や保護者と一体になって取り組めるようにする。

6-2 配置計画の比較検討

(1) 配置計画案

校庭や校舎等の大まかな配置計画案を4案作成し、それぞれの可能性と課題を整理する。

校舎等北配置		校舎等南配置	
1 北配置 校庭南北120m東西140m	2 北東配置 校庭南北140m東西120m	3 南東配置 校庭南北150m東西130m	4 南西配置 校庭 南北150m東西140m
			
アプローチ、駐車場の位置			
・東側道路からサブアプローチを新設 ・駐車場は東側道路沿いにまとめる		・正門から建物に直ぐに入るアプローチ ・駐車場は東側道路沿いにまとめる	
・東側道路からサブアプローチを新設 ・駐車場は南東角にまとめる		・正門から建物まで引きのあるアプローチ ・駐車場は南東角にまとめる	
園舎・校舎等の配置と周辺環境の関係			
・北側が法面となるため、北側の新しいまちが建物から望める可能性がある		・南東側が急な法面となるため、離隔距離を取る必要がある	
・南西側隣地が山となるため、日影の影響などを考慮して配置する必要がある			
園舎・校舎等の配置と冬季の卓越風対策			
・予測される北西風を建物で受ける		・北西風による砂塵の飛散防止対策が必要となる	
建設コスト			
・盛土の場所に建物を建てるため、杭が必要となり基礎工事コストが増す可能性がある		・地盤が安定している切土の場所に建物を建てるため、基礎工事コストが抑えられる可能性がある	

(2) 配置計画案に対する意見の整理

検討委員会やワーキンググループ等から挙げられた主な意見を整理する。

○建物配置等

- ・北側の復興住宅地（駅西住宅）に面して建物を配置できるとシンボルという点では良いが、盛土がくずれやすいという危険性はないか少し心配である。
- ・旧双葉中学校の校舎位置(南側)に校舎を建てる方がアプローチから校舎が近くてよい。
- ・敷地の真ん中に校舎があり、周りには散歩ができるアスレチックコースがあり、芝生や、砂、土のある校庭があるとよい。
- ・前庭や中庭を設け、こども園と共用したり、菜園を設けたり、みんなで集まれるスペースがあるとよい。
- ・こども園は安全面から平屋（1 階）がよい。

○園庭・校庭

- ・総合運動公園の返還は 30 年後であり、現時点で再開できるか結論は出せない。そのため校庭を広く確保し町民に貸し出すことは一理ある。
- ・町民のソフトボール大会の会場としたい。
- ・町民が利用するためには駐車場を十分に確保する必要がある、プールやテニスコートを屋内化してほしい。
- ・学校の運動場としてはテニスコート 1 面、200m トラック程度で十分である。
- ・テニスコートは部活動をふまえて考えていけるとよい。
- ・こども園は屋外環境が重要である。半屋外のテラスを設けて遊び場としたり、芝生や砂場、小山、農園などがあったり、子どもたちが活動できる沢山の場所があるとよい。
- ・災害時に避難者の車が乗り入れしやすい校庭の位置がよい。
- ・その他、同時並行で検討が進められている「アクティビティエリア」の野外スポーツ機能と重ならないようにすることも求められている。

○アクセス性の向上

- ・高台にあり、接続道路からの出入口が 1 か所しかないため、サブアプローチを設ける必要があるのではないか。

○町民利用の配慮

- ・体育館、図書館、プールなどは町民利用を考えたアプローチの計画が必要だ。アプローチから近いところがよい。
- ・災害時の避難動線を考えると体育館の近くに駐車場があるとよい。

○駐車スペース

- ・入口周辺に駐車場が必要、給食搬入を考えてランチルームを配置したい。

- ・駐車場の近くに子どものお迎えができる場所があるとよい。
- ・車椅子利用者や高齢者の動線を考慮して駐車スペースをエントランス近くに設けてほしい。
- ・こども園は送迎があるため駐車スペースの近くが良いが、あまり近すぎても安全性が気になる。

おわりに

過去・現在から未来に繋がる学校へ

いわき市にある仮設校舎で学んでいる双葉町の子どもたちに学習支援を行うことになったご縁から、学校設置検討委員会の委員長にお声がけいただき、「双葉町学校設置基本構想」(2023年度)、「双葉町新学校施設整備基本計画」(2024年度)に関わらせていただきました。

2023年度とほぼ同じ委員構成で、基本構想に基づいた基本計画について具体的に議論できたことを、大変ありがたく感じています。これから双葉町に創られる学校は、子どもたちやすべての町民だけでなく、町に関わる多様な人々が集い・学ぶ場になること、そして、双葉町の歴史と伝統の復興と未来の発展のシンボルになることが期待されています。

2023年に引き続き、2024年の8月と12月には、30名近い大学生と仮設校舎を訪問し、児童生徒のみなさんと一緒に学習をし、食事を作り、「夢の学校づくりワークショップ」を実施しました。夏のワークショップでは、「自らの手で空間をアップデートしよう!」というテーマのもと、現在の学校空間をさらに居心地よくするためには何が必要かについて考え、身のまわりにあるものを材料として空間づくりを体験しました(2-3)。冬のワークショップでは、自分たちが愛着を抱いている学校空間を示すサイン作りを行いました。いま仮設校舎に通う子どもたちの声や思いが、新しい学校に具体的に反映されることを願い、これからもワークショップを実施していきたいと考えています。

2023年度は、双葉町産業交流センターから双葉駅までひとりで歩いてみました。2024年度は、最後の委員会の翌日に、双葉町産業交流センターの屋上に登り、過去(あの日のままの建物)と現在(新しく稼働している諸施設)と未来(複数の工事現場)が混在している町のようにすを改めて体感しました。一年後には、さらに復興が進んでいることと思います。令和10年4月開校予定の新しい学校が、新しい街づくりと連動しながら、双葉町の過去・現在・未来すべてを大切に包含し、町に関わるすべての人々の新たな絆を繋いでいく場になることを、心より願っています。

双葉町学校設置検討委員会 委員長
大塚 類

双葉町の学校やまちづくりに関わる方々、町民の皆様から様々な声を聴かせていただき、ようやく学校施設整備基本計画が定まりました。少しでも皆様のご期待に沿えられていれはと存じます。

委員会での議論を通して、日本社会の変化に伴い学校教育が大きく変わろうとしている今、コミュニティの中心として多様な人々が集い、子ども一人ひとりが安心して過ごし、未来に向けて楽しく学べる「当たり前の学校」を取り戻すためには、多様な人々の意見交換や協働、そして、新たな発想が求められていることを感じてきました。そして、双葉町の新たな学校づくりはいよいよ本格化してまいります。引き続き皆様の知恵を賜れますよう、よろしくお願い申し上げます。

双葉町学校設置検討委員会 副委員長 坂本 篤史

子どもたちを主語に。学校の帰還をはじめ、これから双葉町は、少しずつ風景を新たに、それに伴い、この町には子どもたちの声が戻ってきます。これからの双葉町を担うこうした声や学校そのものは、必ず地域のエネルギーになります。

双葉町学校設置基本構想やそれを引き継いだ本計画の策定にあたっては、町民からのアンケートや児童生徒、教職員の方々の想いを紡ぐワークショップなど、たくさんの声を受け、議論を重ねてまいりました。

これまでの双葉町と、今の双葉町を含め、そして何より、これからの双葉町を生きる子どもたちの将来を常に描き続ける学校となるよう、祈念しております。

双葉町学校設置検討委員会 委員 榎木 渉

双葉町の新たな学校の目指すイメージを具体的な形にしていく議論は、希望や期待にあふれ、本当にわくわくするものでした。思えば、東日本大震災とそれに続く原子力災害により、相双域内の多くの学校が避難先での学校運営を余儀なくされました。しかし、教職員をはじめ多くの関係者の不断の努力により、子どもたちの学びを止めることなく、しかも地元再開にとどまらずそれぞれの新しい教育の形を示し、今に至っています。そして、いよいよ地元帰還の最終ランナーとして双葉町の新しい学校の基本計画がまとまりました。新しい学校で、新しい教育がいきいきと展開され、そこで学ぶ子どもたち一人ひとりに笑顔が輝き、それを見守る保護者をはじめ地域のみなさんも笑顔になり、双葉町に希望の光が灯ることを確信しております。

双葉町学校設置検討委員会 委員 佐藤 公一

今から 45 年ほど前、旧双葉中学校の新校舎が落成した。当時中学 3 年生だった私は、新校舎へ続く坂道を登り校門をくぐった。

今回の学校設置は当時の状況とは大きく異なるが、そこへ集う子どもたちにとって必要な教育とは何か、それに答える学校であってほしいとの想いで検討委員会に参加してきた。子どもたちはもちろん町民も大きな期待を持っていることと思う。

震災から多くの時間が過ぎてしまったが、いよいよふるさとでの学校教育が始まろうとしている。学校は復興の最大の拠点であり、復興のためにはなくてはならない大切なライフラインの一つである。だれもがわくわくするような学校になることを願ってやまない。

双葉町学校設置検討委員会 委員 井戸川 浩

「わたしの学校」「みんなの学校」「つながる学校」「そなえる学校」の 4 つの学校をまちづくりや地域コミュニティの中心とし、地域ぐるみで子どもを育て、ともに成長できる学校、地域の復興とともにある学校を目指すところがふるさと創造の双葉町の学校づくりと考えます。

令和 6 年 10 月 25 日に北海道安平町立早来学園・はやきたこども園を視察しました。学校教育と社会教育の融合のため、町民も利用できる図書館を整備したり、調理室や美術室などの特別教室を地域開放したりすることで、町民と子どもたちの交流が生まれているという話を聞きました。双葉町でも同様に交流が行われるような学校施設が整備されることを期待しております。

双葉町学校設置検討委員会 委員 江井 俊雄

私は途中からの参加で少し不安がありましたが、会議では学校設置に対する様々な意見が多く飛び交い、関係者皆様の双葉町への熱意を感じる場面が多かったです。

将来新しい学校に通う子ども達が様々なことに興味を持ち、自分にとって居心地のよい居場所を見つけ、楽しい学校生活を送っていけることを祈っております。

また、学校が創られることで双葉町もさらに活気があるものになっていくと思います。引き続き町民の皆様の意見を取り入れながら町全体でより良い学校を創っていけることを心より期待しております。

双葉町学校設置検討委員会 委員 山本 葵

■総合教育会議委員

	役職	氏名（敬称略）
1	町長	伊 澤 史 朗
2	教育長	館 下 明 夫
3	教育長職務代理人	山 本 眞理子
4	教育委員	大久保 敏 己
5	教育委員	高 倉 洋 尚
6	教育委員	小野田 真 澄
7	教育委員	山 本 正 人

■学校設置検討委員会委員

	役職	構成項目	氏名（敬称略）	選出機関・役職等
1	委 員 長	学識経験者	大 塚 類	東京大学大学院教育学研究科 准教授
2	副委員長	学識経験者	坂 本 篤 史	福島大学人間発達文化学類 准教授
3	委員	教育長推薦	柁 木 渉	福島県教育庁教育総務課 課長
4	委員	教育長推薦	佐 藤 公 一	福島県教育庁相双教育事務所 所長
5	委員	学校長代表	井戸川 浩	双葉南小学校、双葉北小学校 校長
6	委員	地域社会関係者	江 井 俊 雄	双葉町社会教育委員の会議 議長
7	委員	地域社会関係者	山 本 葵	児童発達支援 児童指導員

■アドバイザー

役職	氏名（敬称略）	選出機関・役職等
双葉町教育政策アドバイザー	木 村 直 人	福島国際研究教育機構 理事
地方教育アドバイザー	高 瀬 智 美	文部科学省 初等中等教育課程課学校 教育官（併）カリキュラム・マネジメン ト調査官（併）道徳教育調査官（併）探 究学習推進専門官

■ワーキンググループ委員

構成項目	所属等
教育部会委員	ふたば幼稚園 副園長
教育部会委員	ふたば幼稚園 専門教諭
教育部会委員	双葉北小学校 教頭
教育部会委員	双葉南小学校 教諭
教育部会委員	双葉中学校 教頭
教育部会委員	双葉中学校 教諭
教育部会委員	福島県教育庁相双教育事務所 指導主事
行政部会委員	秘書広報課 秘書広報係
行政部会委員	総 務 課 管財係
行政部会委員	復興推進課 復興推進係
行政部会委員	住民生活課 生活環境係、原子力対策係・帰町準備係
行政部会委員	健康福祉課 福祉介護係、健康づくり係
行政部会委員	建 設 課 建設係
行政部会委員	生涯学習課 生涯学習係

■事務局

双葉町教育委員会教育総務課

株式会社教育環境研究所（策定支援者）